文化庁委託事業

平成26年度

劇場・音楽堂等基盤整備事業　報告書Ⅱ

全国劇場・音楽堂等、ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会実施報告書

公益社団法人 全国公立文化施設協会

文化庁委託事業

平成26年度

劇場・音楽堂等基盤整備事業　報告書Ⅱ

全国劇場・音楽堂等、ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会 実施報告書

公益社団法人 全国公立文化施設協会

は じ め に

劇場・音楽堂等技術職員研修会は、劇場・音楽堂等の舞台機構や設備を安全に管理・運用するために必要な、専門的知識や技術の習得を図るために毎年実施しており、全国研修会は、主に舞台技術管理者及び舞台技術管理責任者や担当職員を対象に、また、ブロック別研修会は、主に経験 3 年以内の舞台技術初任者を対象としています。

平成 26 年度は全国劇場・音楽堂等技術職員研修会が富山県高岡文化ホールで、またブロック別技術職員研修会が全国 7 か所で開催されました。

本報告者は、その実施概要をまとめたものです。技術職員の皆様がそれぞれの職場で職務を遂行される上で、ご参考にしていただければ幸いです。

最後に、各研修会の実施にあたって、また本報告書の編集にあたってご協力いただきました講師の皆様を始め関係者の皆様に、お礼申し上げます。

平成 27 年 3 月
公益社団法人全国公立文化施設協会

目 次

はじめに ……3

平成 26 年度 全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2015 ……7

平成 26 年度 ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会 ……53

資料編（法規） ……93

平成 26 年度
全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2015

目 次

実施要領 ……11

日程・内容 ……12

プログラム１ ……13
「これからの文化政策のあり方と公共ホールの役割」

プログラム２ ……29
公演進行におけるツアー側と管理側、舞台監督と舞台操作係の仕事

プログラム３ ……31
舞台美術と大道具進行について

プログラム４ ……35
美術バトン「仕込んでみよう～体験してみよう」

プログラム５ ……36
仕込んでみよう～JAZZ の世界

プログラム６ ……38
リハーサル～ミニコンサート

プログラム７ ……43
劇場人と舞台人これからの技術職員に求められること

平成 26 年度 文化庁委託事業

「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2015」実施要領

1 目的

劇場・音楽堂等の舞台技術を統括管理するために必要な、専門的知識や技術の習得を図るための研修を行い、よって劇場・音楽堂等の円滑な運営に資する。

2 主催

文化庁・公益社団法人全国公立文化施設協会

3 開催期間

平成 27 年 3 月 4 日(水)～3 月 6 日(金)〔3 日間〕

4 会場

富山県高岡文化ホール
〒933-0055　富山県高岡市中川園町 13-1　TEL：0766-25-4141

5 日程及び内容

「日程・内容」のとおり。

6 受講対象者

・劇場・音楽堂等の舞台技術管理者及び舞台技術管理責任者または舞台技術担当職員
（指定管理者、舞台業務受託者に属する者を含む）
・文化行政主管部局の舞台技術担当職員
・その他舞台技術関係者、舞台技術に関心のある者等

7 申込方法と期日

【研修生】
所属長の推薦を受け、全日程を受講する者
各所属長は、受講希望者を取りまとめ、受講者推薦書（様式 1)、受講者申込書（様式 2)、研修生旅費補助申請書（様式 3）と根拠となる資料を添付し郵送する。
＜期日＞平成 27 年 1 月 30 日(金)
【聴講生】
1 プログラムでも受講可、所属長の推薦は求めない。
参加希望者は直接、受講者申込書（様式 2）を FAX またはメールにて(公社)全国公立文化施設協会に申し込む。
＜期日＞平成 27 年 1 月 30 日(金)

8 旅費の補助

研修生は下記の条件を満たした場合、旅費の補助金を支給する。
①所属長の押印がある受講者推薦書（様式 1）の提出
②研修会のすべての時間帯を受講
③研修生旅費補助申請書（様式 3）を提出（根拠となる資料を添付すること）

9 修了証書・レポート(研修生)

研修の全日程を修了し、レポートを提出した研修生には、修了証書を交付する。

10 宿泊手配について

研修期間中の宿泊手配は、受講者が各自で行う。

平成26年度「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2015」
日程・内容

テーマ：現場から学ぶ舞台制作

期　日：平成27年3月4日(水)～6日(金)

会　場：富山県高岡文化ホール　（富山県高岡市中川園町13-1 TEL：0766-25-4141 ）

日 程 と 内 容

月　日	時　間	内　　容	場　　所
3月4日（水）	12:20	受　付	小ホール
	12:50	開講式	
	13:00 14:00	プログラム１　基調講演　『これからの文化政策のあり方と公共ホールの役割』 ≪講師≫　太下義之 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)　芸術･文化政策センター主席研究員/センター長	
		休　憩（１５分間）	
	14:15 15:45	プログラム２『公演進行におけるツアー側と管理側、舞台監督と舞台操作係の仕事』（ラウンドテーブル） ≪講師≫　山形裕久(貝塚市民文化会館 館長)　山本広志(富山県高岡文化ホール 館長) 小川幹雄(新国立劇場 国際連携協力室 室長)　辻　彰（株式会社ハートス 顧問）	大ホール
		休　憩（１５分間）	
	16:00 17:30	プログラム３『舞台美術と大道具進行について』 ≪講師≫　竹内志朗　舞台装置家	大ホール
	18:00 19:30	情報交換会 終了予定	小ホール
3月5日（木）	9:30	受　付	大ホール
	10:00 12:00	プログラム４ 実習①『美術バトン「仕込んでみよう～体験してみよう」』 ≪講師≫　山形裕久(貝塚市民文化会館 館長)　山本広志(富山県高岡文化ホール 館長) 小川幹雄(新国立劇場 国際連携協力室 室長)　辻　彰（株式会社ハートス 顧問）	
		休　憩（６０分間）	
	13:00 15:20	プログラム５ 実習②　『仕込んでみよう～JAZZの世界』　途中随時休憩あり ≪講師≫　山形裕久（貝塚市民文化会館 館長）山本広志（富山県高岡文化ホール 館長） 小川幹雄（新国立劇場 国際連携協力室 室長）辻　彰（株式会社ハートス 顧問） 竹下清志（Pf）柴田達司（Harmonica&Gt）高瀬惇至（Vo）	
		休　憩（１５分間）	
	15:35 17:50	プログラム６ 実習③　『リハーサル～ミニコンサート』　途中随時休憩あり ≪講師≫　竹下清志（Pf）柴田達司（Harmonica&Gt）高瀬惇至（Vo）菅内孝憲（甲陽サウンズ代表取締役） 山形裕久（貝塚市民文化会館 館長）山本広志（富山県高岡文化ホール 館長） 小川幹雄（新国立劇場 国際連携協力室 室長）辻　彰（株式会社ハートス 顧問）	
3月6日（金）	9:30	受　付	大ホール
	10:00	プログラム７『劇場人と舞台人　これからの技術職員に求められること』 ≪講師≫　鈴木輝一（公社)全国公立文化施設協会アドバイザー　株式会社ピー・フォー 代表取締役	
	11:30 11:45	閉講式 解　散	

※ 都合によりプログラム内容、講師は変更になる場合があります。
※ 最新の情報はホームページをご確認ください。　http://www.zenkoubun.jp/

プログラム 1

「これからの文化政策のあり方と公共ホールの役割」

概要（講師による説明）

2001 年 11 月、議員立法によって文化芸術振興基本法が成立し、同年 12 月に公布・施行された。これをもとに基本方針が定められ、現在は第 3 次基本方針の期間内（平成 23 年度～27 年度）だが、すでに第 4 次基本方針の審議会が行われ、4 月中には確定する流れとなっている。1 年早く前倒しになった理由は、2020 年の東京オリンピックにある。

ポイントは 3 つ。①オリンピックはスポーツの祭典ではあるが文化の祭典でもある。2012 年のロンドン大会では 4 年前からイギリス国内 120 カ所、18 万件におよぶ文化プログラムが実施された。IOC の意向もあり、日本もこれに倣いたい。②オリンピックの文化プログラムに関しては、東京だけでなく日本全国で開催される。③文化プログラムは 2016 年から開始される。

文化庁としては文化プログラムへの対応を大きなポイントとし、すでに平成 25 年 11 月には観光庁からの働きかけで包括連携協定も結んでいる。また、オリンピックの文化プログラムを単なるイベントとして終えるのではなく、2020 年以降も社会の領域に残されるべき取り組みと捉えている。IOC キーワードに「レガシー」という言葉があるが、これは未来へと引き継がれていく文化的なものという意味である。文化プログラムはこの精神に基づく。

第 4 次基本方針は第 3 次基本方針と大きな違いはないが、文化・芸術を支える人たち、施設で働く人たちが持続的に活動できる基盤整備を重点戦略のひとつに挙げている。また、マンガ、ゲーム、アニメなどのサブカルチャーと呼ばれるメディア芸術の支援、子供の育成事業としてオーケストラなどの巡回公演事業、東アジア各国との相互理解を促進するための東アジア文化都市への取り組み、全国 1700 の自治体の 1 割を文化芸術創造都市とする取り組みなどが行われている。

世界でも希に見る高齢化社会の日本では、10 年後には劇場・音楽堂の観衆・聴衆は、従来型の施策だけではいなくなる懸念がある。子供のうちからの体験が重要であり、自治体との公共的なプログラム作りが求められる。

さらに、劇場やホールは、演じればその場で終わってしまう（ナマ物の）パフォーミングアーツを実施してきたが、これからは、保存・継承を可能とするアーカイブ化が必要となる。これは、第 4 次基本方針でも大きなテーマとして掲げられている。博物館、美術館、図書館との連携で、デジタル・アーカイブ等でもパフォーマンスを鑑賞できるような取り組みを期待する。

講師

太下義之（三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　芸術・文化政策センター主席研究員/センター長）

略歴は、資料参照

2015年3月4日
全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2015

これからの文化政策のあり方と公共ホールの役割

太下 義之

はじめに：太下義之のプロフィール

・公益社団法人日展理事、公益財団法人静岡県舞台芸術センター（SPAC）評議員、公益社団法人企業メセナ協議会監事。
・文化経済学会＜日本＞理事、文化政策学会理事、コンテンツ学会理事。
・文化審議会文化政策部会委員、経済産業省「クリエイティブ・エコノミー研究会」委員（2011年度）、総務省「定住自立圏形成に向けた創造的人材の定住・交流促進に係る検討会議」委員（2011年度）。
・東京芸術文化評議会委員、大阪府・大阪市特別参与、沖縄文化活性化・創造発信支援事業（沖縄版アーツカウンシル）評議員、鶴岡市食文化創造都市アドバイザー、新潟市文化・スポーツコミッションアドバイザー、
・文化情報の整備と活用「100人委員会」委員、著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム発起人など、文化政策関連の委員を多数兼務。

文化芸術の振興に関する基本的な方針

－ 文化芸術振興基本法と基本方針 －

文化芸術振興に対する国民の要望の高まりなどを背景に，平成13年11月，議員立法による文化芸術振興基本法が成立し，同年12月，公布・施行されました。

この法律は，文化芸術振興に関する基本理念を定め，国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに，文化芸術振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより，文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し，文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

基本方針は，同法に基づき，文化芸術振興に関する施策の総合的な推進を図るため，おおむね５年に１度，策定するものです。文化庁では，これまで「第１次基本方針」（平成14年12月閣議決定），「第２次基本方針」（平成19年２月閣議決定），「第３次基本方針」（平成23年２月閣議決定）（図表2-9-4）に基づき，文化芸術振興に取り組んできました。平成26年３月には，文化審議会に対し，「第４次基本方針」の策定に向けた諮問が行われました。

（出所）文部科学省「平成25年度 文部科学白書」

文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術の振興に関する基本的な方針

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1　文化芸術活動に対する効果的な支援

◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
◆劇場･音楽堂等の法的基盤の整備について検討
◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2　文化芸術を創造し，支える人材の充実

◆若手をはじめ芸術家の育成支援
◆文化芸術活動･施設を支える専門的人材の育成･活用支援の充実
◆文化財を支える技術･技能の伝承者への支援充実

戦略3　子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

◆芸術鑑賞機会，伝統文化等に親しむ機会の充実
◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4　文化芸術の次世代への確実な継承

◆計画的な修復･防災対策等による文化財の適切な保存･継承
◆積極的な公開･活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
◆文化財の総合的な保存･活用，登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
◆アーカイブ構築に向け，作品･資料等の所在情報等の収集･活用

戦略5　文化芸術の地域振興，観光･産業振興等への活用

◆有形･無形の文化芸術資源の地域振興，観光･産業振興等への活用
◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

戦略6　文化発信・国際文化交流の充実

◆海外公演･出展，国際共同制作等への支援充実
◆中核的国際芸術祭の国内開催，海外フェスティバルへの参加等への支援，メディア芸術祭を世界的祭典へ
◆文化発信･交流拠点としての美術館･博物館等の充実
◆文化財分野の国際協力の充実
◆東アジアにおける国際文化交流の推進

文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化庁

2020年の文化プログラムに向けて
～史上最大規模の「文化プログラム」の実現～
（26年度予算額　11,075百万円）
27年度予定額 12,008百万円

＜考え方＞　以下のような目標の下に、文化プログラムに向けた支援等を進める。

[2020年までの目標]

✔ 魅力ある文化プログラムを全国津々浦々で展開
（国内外の人々を魅了する【例：外国人が、再来日したくなる】プログラムへ2020年に向けブラッシュアップ）
→ そのための[重点施策]は、以下のとおり。（観光庁、外務省等の関係省庁と連携）

重点施策①　文化プログラムの育成
重点施策②　文化プログラムに向けた環境整備
重点施策③　文化プログラムに向けた発信強化

→詳しくは次ページ

[2030年までの目標]

✔ 真の『文化芸術立国』実現へ
（2020年を越えて、2030年には真の『文化芸術立国』を実現するとともに、さらに日本の文化を求めて来日する外国人を増加させる。）

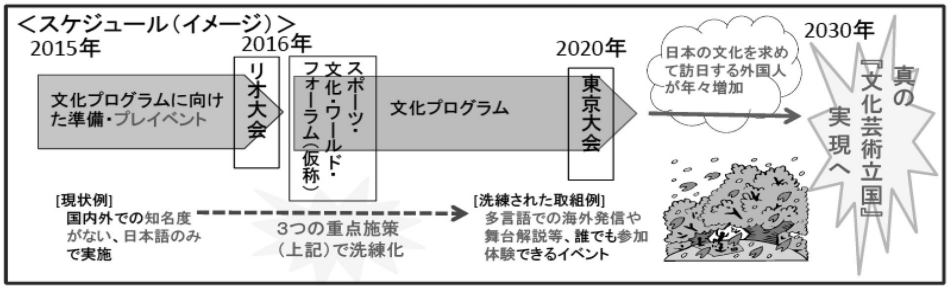

文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化庁

重点施策①：文化プログラムの育成

※ 2020年までを見据えた事業の優先採択

✔地域の様々な魅力ある文化芸術の取組や文化芸術の担い手の育成など　2,621百万円（99百万円増）
の取組支援
例）国際的な芸術祭、地域の音楽、踊りなどの公演、訪日外国人でも鑑賞・体験できる事業など

✔芸術団体や劇場・音楽堂等によるトップレベルの舞台芸術活動等　7,434百万円（10百万円増）
例）メディア芸術祭や地方巡回展、若手アーティストなどによる芸術フェスティバルの実施、
障害者の優れた芸術作品展など

重点施策②：文化プログラムに向けた環境整備

✔国立文化施設の観覧・鑑賞環境の充実等　510百万円（新規）
例）訪日外国人向け多言語化（サイン表示等）対応、館内展示環境・劇場内観覧環境改善工事等

✔「国立のアイヌ文化博物館（仮称）」整備　≪2020年開館≫　248百万円（新規）
基本設計・設置準備

重点施策③：文化プログラムに向けた発信強化

✔各地域の文化資源の魅力の再発見や活用・発信を促す
・シンポジウムの開催・公演情報海外発信調査等　25百万円（新規）

✔芸術文化の世界への発信　962百万円（45百万円増）
・海外フェスティバル・展覧会への参加支援
例）アヴィニョン演劇祭、ヴェネチアビエンナーレなど
・国際共同制作公演支援　等
例）舞台芸術など

文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化プログラムの実施に向けたシンポジウムの開催

（新　規）
平成27年度予定額　10百万

【概要】：各地域の文化資源を洗練化し、その魅力を国内外に効果的に発信し、積極的に活用するノウハウを創出するためのシンポジウムを開催（全国2～3か所程度）。

【イメージ】

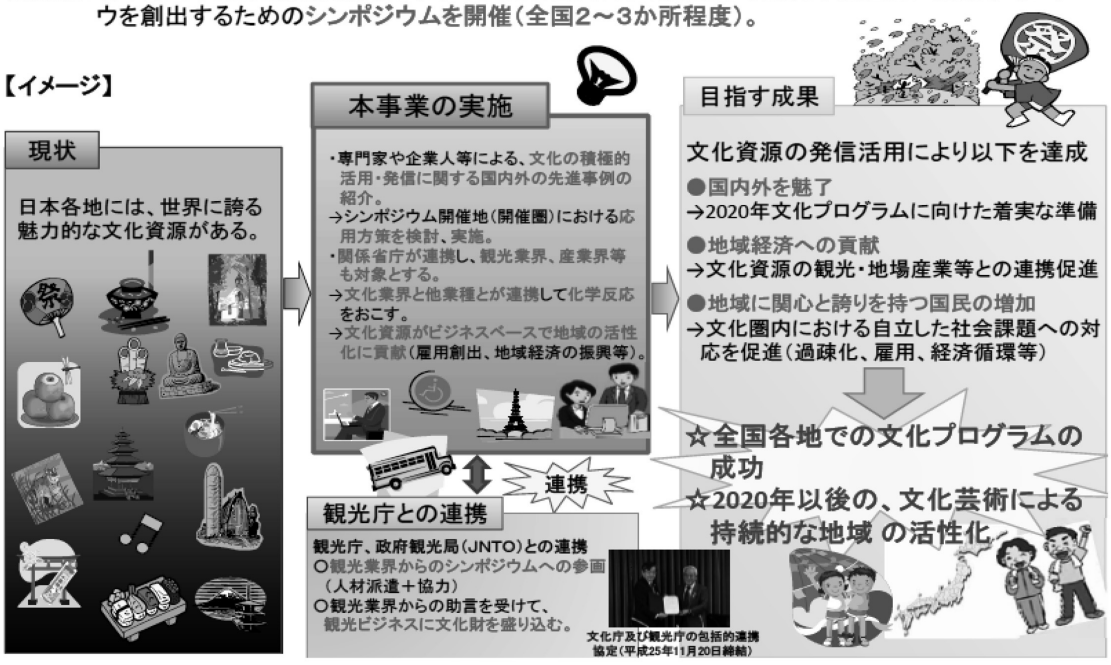

文化芸術の振興に関する基本的な方針

第4次基本方針　5つの重点戦略（たたき台）

重点戦略1：地域の創意あふれる文化芸術活動への支援と諸活動を支える基盤の整備

重点戦略2：芸術家や芸術活動を支える人材、鑑賞者の育成

重点戦略3：文化資源の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

重点戦略4：文化の多様性尊重の機運醸成、国際的な相互理解の推進

重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

（出所）文化庁　文化審議会第12期文化政策部会（第9回）「資料1　第4次基本方針の議論のたたき台」

これからの文化政策

平成２７年度文化庁予算（案）の概要

◇世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現◇
～文化を起爆剤とする地域と日本の再生～

1．総　表

区　分	前年度予算額	平成27年度予定額	対前年度 増△減額	対前年度 増△減率	備　考
	百万円	百万円	百万円	%	
一般会計	103,592	103,792	200	0．2	〔26年度補正予算案 1,500百万円〕

※他に、東日本大震災復興特別会計において、被災文化財の復旧等に2,852百万円を計上（前年度2,560百万円）

これからの文化政策

図表 2-8-6　**文化予算と寄附額（諸外国との比較）**

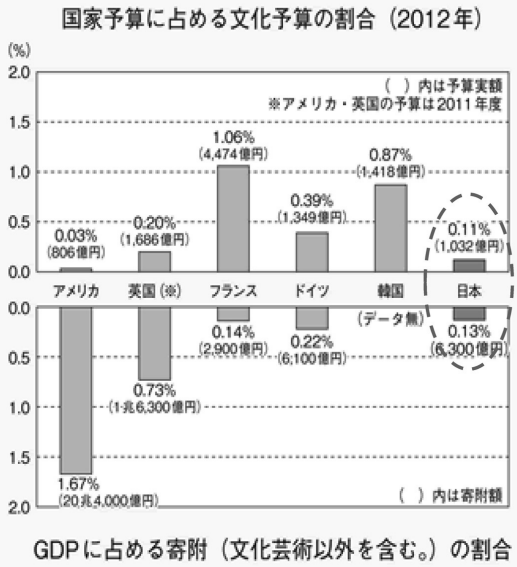

[注]
1. 文化予算実額は，以下のレートで換算。
1ドル=81円　1ポンド=129円（※）　1ユーロ=112円　1ウォン=0.073円（平成23年12月28日財務省告示第417号より）
2. アメリカ：①米国芸術基金（NEA）予算，②スミソニアン機構予算，③内務省国立公園部文化財保護予算の合計，
（連邦全体の文化政策を担当する省は置かれておらず，これら三つの機関が文化振興や文化財保護に係る公的資金の分配を行っている）。アメリカでは，民間からの寄附等を奨励するための税制優遇措置等が中心であり，政府による直接補助は少なく，国家予算における文化予算の割合は0.03%程度。
3. 英国：文化・メディア・スポーツ省の予算額から，観光，スポーツ，オリンピックに係る予算を差し引いたもの。なお，同省の予算額には，王立公園，放送・メディア，文化産業化支援に係るものを含む。
4. フランス：文化・コミュニケーション省の予算額。アーカイブ，文化産業，芸術教育に係る予算を含む。
5. ドイツ：連邦政府首相府文化メディア庁の予算額，国立図書館，文書館，メディアに係る予算を含む。
6. 韓国：文化体育観光部の予算額から観光，体育に係る予算額を差し引くとともに，文化財庁の予算額を加えたもの。文化体育観光部の予算額には，文化産業及び国立図書館に係るものを含む。
7. 日本：文化庁予算（復興特別会計分を含まない）のみで，外務省，経済産業省，国立国会図書館等の予算は含まない。
8. GDPに占める寄附の割合は，英国の非営利団体であるチャリティーズ・エイド財団（Charities Aid Foundation）の報告書（2006）に基づく。諸外国の数値は2005年のもの。日本については内閣府経済社会総合研究所調査（2008年）に基づく。韓国についてはデータが得られていない。

（出所）文部科学省「平成24年度 文部科学白書」

これからの文化政策

文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業

（26年度予算額 2,522百万円）
27年度予定額 2,621百万円

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会を、スポーツのみならず文化の祭典として、世界中の注目を集め、日本全国で特色ある文化活動が行われる大会にするとともに、同大会終了後も文化芸術による地域の活性化や訪日外国人の増加など、その成果が継承されるよう、地方公共団体が行う、地域の文化資源等を活用した計画的な文化芸術活動を支援　補助率：1／2を上限に支援

支援対象の文化芸術活動

文化芸術創造都市としての取組

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」の取組

（取組例）
・国際的な芸術祭、音楽祭、写真展

文化芸術により地域を活性化する取組

地域の様々な魅力ある文化芸術を再生又は創生し発展させる取組や、大学との連携による文化芸術の創造発展につながる取組をはじめ、地域の文化芸術の担い手の育成につながる取組

（取組例）
・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
・メディア芸術の展示、地域の文化資源を活用した現代アート展
・地域の大学教員、学生、卒業生等によるオペラ、オーケストラ公演、美術展

訪日外国人が鑑賞・体験できる取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムを見据えた文化事業や、多言語対応等により日本人に限らず訪日外国人でも鑑賞・体験できる文化事業

（取組例）
・能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、日本で創造された音楽、美術、演劇、舞踊等の公演、ワークショップ
・多言語に対応した演劇、ミュージカル等の公演、ワークショップ

新国立劇場との連携公演

新国立劇場が制作する世界水準の公演の鑑賞事業や、新国立劇場において地域のプロの芸術団体が行う公演

1. 文化芸術による地域活性化
2. 地域文化の国際発信
3. 文化芸術によるインバウンドの増加

文化の力による心の復興の取組

東日本大震災の被災地における、実演芸術の鑑賞等を通じた心の安らぎと活力の向上を図る取組

これからの文化政策

劇場・音楽堂等活性化事業

（26年度予算額 3，003百万円）
27年度予定額 3，000百万円

現状と課題

- 現在の我が国では、如何に地域のコミュニティを再生し、地域の活性化を確保していくのかが、大きな課題。
- 我が国の文化施設の多くは、多目的利用・貸館公演が中心で、劇場・音楽堂等としての機能の発揮が不十分。
- 実演芸術団体の活動拠点が大都市に集中、相対的に地方で多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。

→

- 平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が公布・施行。
- 同法において、劇場・音楽堂等は、文化芸術の継承・創造・発信の場、人々が共に生きる絆を形成する地域の文化拠点として規定。
- また、劇場・音楽堂等の事業等に対する支援を行うなど、国が取り組むべき事項を明確にし、環境整備等を進めることが規定。

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援。

1 特別支援事業

我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の実演芸術の創造発信（公演事業）や、専門的人材の養成事業、普及啓発事業を総合的に支援。

- 支援施設数：15施設
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

2 共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めることを目的として、複数の劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造活動（新作、新演出等）を支援。

- 支援件数：3公演
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

3 活動別支援事業

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が主体となり行う公演事業や人材養成事業、普及啓発事業を活動単位で支援。

- 支援件数：
  - 公演事業　70件
  - 人材養成事業　40件
  - 普及啓発事業　40件
- 支援内容：事業実施に必要な経費の2分の1を上限に支援

4 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進し、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する巡回公演に対し支援。

- 支援件数：
  - 大型公演　2件
  - 通常公演　60件
- 支援内容：巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及び運搬費を支援

5 劇場・音楽等基盤整備事業

劇場・音楽堂等において自主的・主体的な実演芸術活動が行われる環境を醸成するため、各種情報提供、調査研究及び研修（アートマネジメント研修、技術職員研修）を文化庁が実施。

我が国の実演芸術の水準向上 ― 全国的な劇場・音楽堂の活性化 ― 地域コミュニティの創造と再生

これからの文化政策

戦略的芸術文化創造推進事業

（26年度予算額 366百万円）
27年度予定額 401百万円

趣旨

芸術文化振興上の課題解決のため推進することが必要な公演、展示等の芸術活動について、着実で機動的な実施を図るため、公演・展示等の要件（分野、内容、開催地域、対象者、参加者、実施上の留意点等）を国が示し、芸術団体、関係機関等から企画提案を受け、選考した活動について、国が芸術団体等に委託して実施。

これにより、我が国の文化芸術の水準の向上と国民の鑑賞機会の充実を図り、「文化芸術立国」の推進に資する。

事業内容

課題の選定 → **要件の提示** → **企画の提案・実施**

【芸術文化振興上の課題例】

- ○　実演芸術の世界水準への向上と世界へのアピールが求められている。
- ○　地方での優れた実演芸術の鑑賞機会が少ない。
- ○　新たな観客層の開拓・育成が十分行われていない。
- ○　地方の芸術団体等のレベルアップが必要。
- ○　障害者の優れた芸術作品の展示が不十分。
- ○　オリンピック・パラリンピックを見据えた場合、海外からの訪日者に対し、我が国の文化活動情報や魅力的な公演が十分に発信されていない。 新規

…etc

要件の提示

【想定される要件の例】

- ○　世界的な指導者等を招へいした公演の実施、世界的な評論家を招待した論評の世界への発信
- ○　地方における優れた公演の実施
- ○　観客層の掘り起こしや観客の育成につながる新たな取組を行う公演等の実施
- ○　地方の芸術団体等による東京公演の実施
- ○　障害者の優れた芸術作品の試行的展示の実施
- ○　伝統芸能と西洋の芸術を融合した舞台など分野を横断した我が国を代表するアーティストによる公演等の実施
- ○　海外から公演情報を検索、チケット購入まで可能なシステム整備のための調査研究を実施 新規

企画公募による事業実施

【効果】

- ○我が国の芸術文化の水準が世界的なものに高まる　→　世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
- ○国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実　→　居住地域による鑑賞機会の格差の縮小
- ○観客層の拡大　→　入場料収入の増　→　公演数や質の向上　→　観客層拡大といったプラスのスパイラル効果
- ○障害者の芸術作品の実態把握・展示の推進　→　障害者の芸術活動の充実
- ○我が国の文化を理解する外国人が増加する　→　世界に敬愛される文化の国として「世界の文化交流のハブ」となる

これからの文化政策

トップレベルの舞台芸術創造事業

（26年度予算額 3,152百万円）
27年度予定額 3,152百万円

目的：我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。

【対象団体】
舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっている我が国のトップレベルの芸術団体

【対象活動】
（１）年間事業支援型
年間の舞台芸術創造活動（７７団体）
（２）事業単位支援型
舞台芸術創造活動（５６事業）

【支援方法】（平成２３年度より）
・１事業単位又は一定期間を見越して事業が実施できるよう、年間の優れた活動を継続的に支援。
・収支差補助を見直し、創造活動に係る経費を支援。

【効果】
○我が国の舞台芸術水準の更なる向上
○国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実

・優れた作品が財産として蓄積される
・心豊かな生活、国民の創造性の向上
・経済の発展、我が国の文化芸術の普及
・創造活動の活性化

これからの文化政策

メディア芸術の振興

（ 26年度予算額 989百万円）
27年度予定額 989百万円

メディア芸術は広く国民に親しまれ、新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに、海外から高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。
また、メディア芸術は、我が国の文化振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するもの。

メディア芸術の一層の振興のため、「創造・発信支援」と「人材育成支援」を充実

創造・発信支援
757百万円（757百万円）

文化庁メディア芸術祭等事業
355百万円（352百万円）

メディア芸術祭
・メディア芸術の総合フェスティバルとして、優れた作品を顕彰するとともに、多様なプログラムによる受賞作品展を開催

メディア芸術祭地方展
・地方において優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供するため、総合的な展示・上映等を行う展覧会を開催

海外メディア芸術祭参加出展
・海外のメディア芸術関連フェスティバル等において、メディア芸術祭受賞作品をはじめとする我が国の優れた作品の展示・上映等を実施

メディア芸術連携促進等事業
286百万円（新規）

・作品の所在情報等（データベース）の運用・活用
・各研究機関等におけるアーカイブ化に係る取組みへの支援による相互連携
・連携共同事業等（新領域創出、調査研究等）について、産・学・館（官）の連携・協力による実施

アニメーション映画製作支援
116百万円（116百万円）

・我が国の優れたアニメーション映画の製作活動に対する支援。（16作品）
・字幕製作（バリアフリー映画、7作品）

※メディア芸術情報拠点推進事業（289百万円）は前年度限り

人材育成支援
232百万円（232百万円）

メディア芸術人材育成等支援事業
232百万円（232百万円）

メディア芸術クリエイター育成支援事業
・若手クリエイターが行うメディア芸術作品の創作活動を支援

若手アニメーター等人材育成事業
・制作スタッフに若手人材を起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施

海外メディア芸術クリエイター等招へい事業
・海外の優秀な若手クリエイター等を招へいし、研修・研究の機会を提供

これからの文化政策

新進芸術家グローバル人材育成事業

（26年度予算額　1,480百万円）
27年度予定額　1,480百万円

趣　旨

我が国の文化芸術を支える新進芸術家等に、基礎や技術を磨き、創造・創作の源泉となる視野、見聞を広め、幅広い知識を得るために、公演や展覧会などの実践的な研修機会やワークショップ等の実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。また、芸術系大学が有する人的、物的資源を活用した、アートマネジメント人材や作品を鑑賞するものと作品をつなぐ「対話型鑑賞」を提供するファシリテーターの育成を図る。

更に、国内外の実演家、プロデューサ、アートマネジメント人材等の人的交流の促進を図ることにより、文化芸術を支えるグローバル人材を育成するとともに我が国の文化芸術の海外への発信力の強化を図る。

事業概要

若手芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識を習得するための研修機会（公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等）や国際的な人的交流の機会を提供する。

統括芸術団体による人材育成事業
・若手芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施

特色ある文化活動推進
・若手芸術家等を対象とした、複数の文化芸術の融合又は新しい分野の文化芸術の創造に資する公演等の実施

現代日本文学の海外発信基盤整備
・現代日本文学の翻訳・出版、翻訳コンクール等の実施

芸術系大学等連携における新進芸術家等人材育成
・芸術系大学と芸術団体が連携して行う若手芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施

芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成
・芸術系大学等の資源、施設を活用したアートマネジメント人材、ファシリテーターを育成する事業の実施

実演芸術連携交流の推進
・国内におけるインターンシップや国内外の著名なプロデューサ等による国際会議等の開催　等

効　果

○文化芸術を支える人材の質が高まり厚みが増す
○世界で通用する芸術家等が育成される
○我が国の文化芸術を理解する外国人が増える
⇒ 文化芸術の水準が向上
海外での招聘公演が増える
⇒ 世界への我が国の文化の普及
我が国のブランドイメージ向上
インバウンドの拡大
世界における我が国の存在感の向上

これからの文化政策

文化芸術による子供の育成事業

（26年度予算額　5,102百万円）
27年度予定額　5,112百万円

文化芸術は、子供たちの育成に大きな力となる。

■ 一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供することは　**子供たちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養う**上で大きな効果。

■ 芸術家を教育現場に派遣して行う対話や創作、表現に係る体験活動は、**子供たちの思考力・判断力・表現力等の向上や、自己肯定感、社会性、責任感等の育成**に大きな効果。

■ 義務教育期間中の子供たちに対し、国として、質の高い文化芸術に触れる機会を、2回（「現代実演芸術」「伝統芸能」各1回）以上提供する。

■ より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への働きかけなどを行う。将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。

1　巡回公演事業

■ 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演を実施。
■ 事前に児童・生徒が自ら参加する体験型の活動（ワークショップ）を実施。
■ 合同開催を奨励し、効率的により多くの児童・生徒に実演芸術の鑑賞・体験機会を提供。
□ 公演種目　14 種目
□ 巡回公演数　1，850 公演程度

2　芸術家の派遣事業

■ 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
■ 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
□ 学校公募型　1，400 件程度
□ NPO法人等提案型　1，000 件程度

3　コミュニケーション能力向上事業

■ 学校において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施。
■ 芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、課題解決に取り組む活動を実施。
■ 創作や小集団での話合い等のプロセスを重視。
□ 学校公募型　100 件程度
□ NPO法人等提案型　100 件程度

豊かな創造力・想像力を養う

思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につける

将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる

これからの文化政策

伝統文化親子教室事業

（26年度予算額　1,200百万円）
27年度予定額　1,200百万円

■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成２３年２月閣議決定）
幼い子供から若者までを対象とし、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**

■ 第2期教育振興基本計画（平成２５年６月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援

■ 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成２６年６月閣議決定）
文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との適切な連携の下、観光等他の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、**子どもの文化芸術体験機会の確保**等に取り組む

事業概要

目　　的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。
参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）
実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象
補助金額：予算の範囲内において定額
対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等
実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定
「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供

子供屋台囃子教室

みまや焼き教室

着装・礼法教室

＜支援教室数＞
平成27年度
約4,000教室程度

これからの文化政策

芸術文化の世界への発信と新たな展開

（26年度予算額　917百万円）
27年度予定額　962百万円

趣　旨

舞台芸術や現代アートなど、我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信するとともに、各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上を図り、従来の枠組みにとらわれない分野も対象として支援することにより、世界市場におけるシェアの拡大、文化観光による訪日者数の増加を図る。また、２０２０年のオリンピック・パラリンピックの文化プログラムを見据え、我が国の文化の国際発信を推進する。

事業概要

音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術や映画、現代アートなど各分野における我が国の優れた芸術文化を世界に発信するため、海外のフェスティバルへの参加・出展、国内における国際フェスティバルの開催、海外の芸術団体との共同制作などの取組に対し支援を行う。

国際共同制作支援（舞台芸術）
我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演に対して支援

海外国際フェスティバル・展覧会参加出展等支援（舞台芸術、現代アート）
海外で開催されるフェスティバルや展覧会への参加や出展等を支援
（例）アヴィニョン演劇祭（フランス）、ヴェネチアビエンナーレ（イタリア）
アートバーゼル（スイス）

国際フェスティバル開催支援（舞台芸術、現代アート、映画）
我が国で開催される海外発信力のあるフェスティバル等に対して支援
（例）東京国際映画祭、アートフェア東京

新規 現代アートの海外発信の推進（現代アート）
我が国の現代アートの海外展開に関するシンポジウムの開催、現代アートの国際情勢、国際展開に関する調査研究を実施

事業の実施

【効果】
○我が国の芸術文化の世界的な評価が高まる　→　世界への日本文化の普及とインバウンド拡大
○世界における我が国の文化のプレゼンス向上　→　世界市場のシェアの拡充　→　日本ブランドの向上
○国民が優れた芸術文化に触れる機会の充実　→　芸術文化への理解増進　→　心豊かな生活

これからの文化政策

東アジア文化交流推進プロジェクト事業

（26年度予算額　165百万円）
27年度予定額　192百万円

背　景

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月8日閣議決定）
・東アジア地域における国際文化交流を推進

○「知的財産推進計画2011」クールジャパン戦略（平成23年6月3日知的財産戦略本部決定）
○「知的財産政策ビジョン」地域ブランドの確立（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）

○第4回日中韓文化大臣会合の成果文書・行動プログラムに、「東アジア文化都市」の実施を明記（平成24年5月5日）
○第1回日ASEAN文化大臣会合の開催（平成26年4月20日）

東アジア文化都市の実施（日中韓文化大臣会合行動プログラム事業）

日中韓3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施することを通して、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指す。
2014年から開始、各国1都市（2015年新潟市、青島市（中国）、清洲市（韓国））ずつ選定。

東アジア文化都市での文化芸術イベント等の開催

日本が選定した東アジア文化都市において、各種の文化芸術イベント等を実施。

東アジア文化都市中韓交流の実施

3か国共同事業と位置づけた交流事業において、中韓への我が国の文化芸術団体等の派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施。

東アジアにおける芸術家等の人的交流・文化協力事業の実施　新規

東アジア諸国との文化交流の担い手となる芸術家等の人的交流事業、東アジアとの文化協力を促進させる事業を実施。

〈事業例〉
- 東アジア諸国との芸術家等の派遣
- 日本が強みを有する文化分野の専門人材の派遣・指導
- 文化分野における東アジア諸国との共同プロジェクトの実施
- 国際フォーラムの開催　等

効　果

■東アジア地域における文化交流の一層の発展、相互理解の増進、異質性の受容、信頼感を深化

■将来に向かっての東アジア地域の連帯感を強め、文化的な共生と創造を実現

■日中韓をはじめとする東アジア域内の文化芸術都市間等の交流の活発化

これからの文化政策

文化芸術創造都市の推進

（26年度予算額　311百万円）
27年度予定額　915百万円

◎文化芸術創造都市とは？

文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化等の取組。
世界規模では、ユネスコが中心となり、国際的なネットワークを形成。

◎文化芸術創造都市が注目を集める理由

製造業の衰退など産業構造の変化による都市の空洞化や荒廃が問題となる中、行政・芸術家・市民・企業などの連携のもとに取組が進められ、欧州で成功事例が出現。

欧州の事例　ビルバオ（スペイン）

○ 造船業や鉄鋼業を基幹産業としていたビルバオは、1970年代以降の失業者の増大に苦悩
↓
○ 荒廃した地域に現代美術館であるグッゲンハイム美術館分館を建設等
↓
○ 5年間で、515万人の入館者。直接雇用は4100人、観光などの間接雇用は4万人増加。税収で1億1750万ユーロの経済効果。「芸術が衰退した都市を蘇らせる起爆剤になる」という欧州のモデルケースに。

文化庁の取組

・文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）【平成19年度～】
・国内ネットワークの充実・強化【平成21年度～】
・文化芸術創造都市モデル事業【平成22年度～24年度】
・地方自治体への支援【平成25年度～】

【これまでの長官表彰受賞都市】

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
横浜市（神奈川県）	札幌市（北海道）	東川町（北海道）	水戸市（茨城県）	仙北市（秋田県）	新潟市（新潟県）	八戸市（青森県）
金沢市（石川県）	豊島区（東京都）	仙台市（宮城県）	十日町市・津南町（新潟県）	鶴岡市（山形県）	大垣市（岐阜県）	いわき市（福島県）
近江八幡市（滋賀県）	篠山市（兵庫県）	中之条町（群馬県）	南砺市（富山県）	浜松市（静岡県）	神山町（徳島県）	千曲市（長野県）
沖縄市（沖縄県）	萩市（山口県）	別府市（大分県）	太宰府市（福岡県）	舞鶴市（京都府）		尾道市（広島県）
			神戸市（兵庫県）			

※　来年度の取組

地方自治体への支援　【900百万円】　拡充

文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に活用し、地域課題の解決に取り組む「文化芸術創造都市」等の取組を支援。

「創造都市ネットワーク日本」等全国ネットワーク拠点の支援【15百万円】　拡充

文化芸術創造都市に取り組む自治体及びその関係者に対して、一括した情報収集・提供等を行い、国内の文化芸術創造都市ネットワークの充実・強化を図るとともに、各都市の取組を支援・促進。

世界への発信窓口等を担う国内拠点の形成や、世界創造都市サミットを開催

公共ホールの役割

新たな「聴衆・観客」の開拓・育成

日本全国で少子高齢化が進んでいるので、芸術分野だけではないと言いつつも、私が見ている感じでは、日本国民全体の高齢化・少子化よりも早いペースで、ある特定の芸術分野の聴衆は高齢化・減少しているように思われる。（藻谷浩介『デフレの正体』を参照）

その意味では、次世代の観客の育成や開拓のような新しい関係づくりがこれからの大きな課題。

これは、従来型の言葉でいうと「聴衆の新たな開拓」であり、現代的な言い方でいうと、潜在的な聴衆を開拓して、そことネットワークを作って、情報とか価値観をシェアしていくような幅広い活動が必要。

特に、頭の柔らかい小・中学生のうちに、子どもたちに優れた文化体験を提供することは、現在の大人世代全般の責任。

→地方自治体と連携した「アウトリーチ・プログラム」開発が必要。

公共ホールの役割

新たな「聴衆・観客」の開拓・育成

事例：坊っちゃん劇場（愛媛県）の「子ども舞台芸術体験サポートシステム後援会」

▼ 劇場までのバス代と観劇料金をサポートする、地域メセナ活動

年会費 入会特典	1口　5,000円 ・1口につき観劇チケット1枚提供 ・広報誌等への個人名掲載
年会費 入会特典	1口　20,000円 ・1口につき観劇チケット4枚提供 ・広報誌等への団体名掲載
年会費 入会特典	1口　30,000円 ・1口につき観劇チケット6枚提供 ・広報誌等への社名掲載

公共ホールの役割

新たな「聴衆・観客」の開拓・育成

事例：SPAC（静岡県舞台芸術センター ）の会員制度

▼ 会員特典1. 年3回 公演ご招待（第三者への譲渡も可）

▼ 会員特典2. 会員先行予約

▼ 会員特典3. チケット割引（１名で１５％、２名以上で２０％）

▼ 会員特典4. ドリンクサービス（ １公演につき１回）

▼ 会員特典5. バースデイプレゼント

個人会員 １０，０００円

上記の１～５の特典に加えて、早得入会キャンペーン！

平成２４年３月１３日までに入会の方に限り、公演に招待

公共ホールの役割

地域におけるアーツ・カウンシルとしての「ホール・劇場」

劇場・ホールが地域における文化創造拠点としての機能を持つことが必要ではないか。

そして、「地域版アーツカウンシル」を、国が側面からそれを支援していくという位置づけを、政策の中に含めることができれば、本来、地方自治体等地域の公的団体が設立・運営すべきホール・劇場について、国が一定の関与・支援するということも、また別の意味で必要性がそこに見出せると考える。

またそういうことができれば、他の文化分野に先駆けて、演劇、音楽等のパフォーミングアーツが、ローカルなアーツカウンシルの設立を通じて、地方主権を先導出来る可能性を秘めているのではないか。

公共ホールの役割

社会的包摂の機関としての劇場に

文化庁は劇場・音楽堂以外に美術館とか博物館、図書館などさまざまな文化施設を所管しているけれども、ほかの文化施設については、社会的な機能、例えば教育機能や福祉的な機能が非常に進化していると思われる。

特に、美術館については、美術、アートというものが持つ社会的な意義というものを積極的に認め、社会との接点を増やしていこうと関係者は非常に努力している。

今後の劇場・音楽堂のあり方においては、それぞれ演劇や音楽など、パフォーミングアーツの文化の振興の拠点が持つ社会的・教育的・福祉的な機能、またはまちづくりに貢献する機能を見据えた新しい劇場・音楽堂のあり方を視野に入れて、議論すべきではないか。

公共ホールの役割

アーカイヴとしてのホール・劇場　：フローからストックへ

これからのホール・劇場は、舞台芸術に関する資料などのパブリックなアーカイブとしての機能も必要。

このアーカイブの整備にあたっては、「MLA連携」、すなわちミュージアム（Museum）、図書館（Library）、公文書館（Archives）の連携に、「劇場・音楽堂」（Theater、Hall）を加えた、“MALTH（マルス）”連携によって進めることが望ましい。

→ODS（Other Digital Stuff　：非映画デジタルコンテンツ）など、時間的・空間的制約から解放された、新たな事業展開の可能性も。

ご静聴ありがとうございました。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
芸術・文化政策センター
主席研究員／センター長　太下　義之

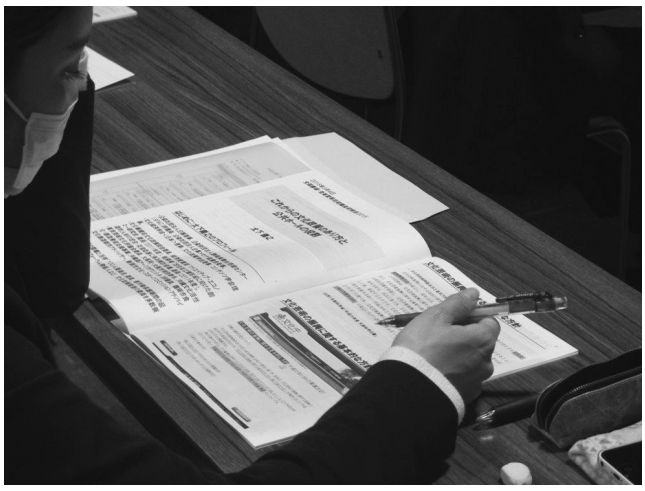

公演進行におけるツアー側と管理側、舞台監督と舞台操作係の仕事

概要（講師による説明）

公演は、演者、主催者、プロデューサー、劇場スタッフ等様々なスタッフが館に集結し、気持ちを揃え、各々の仕事を全うすることで、一つの公演を成り立たせています。乗込み側と受入側とで互いの仕事を理解し、正しい打合せを行うことが、最高のパフォーマンスをお客様に披露することにつながります。

小川　演じる側は最高の仕事で観客に感動を与えたいと考え、極端に言えば舞台で５ｍの火柱も上げたいと思うだろう。劇場側は、観客や劇場というハードも考慮したうえで、いかに適正な管理・運営を行って感動を呼び起こすことができるかと考える。上演側はハードを考慮し、劇場側は制約・禁止を呼びかけるだけでなく作品を理解してどこまで許せるか、互いに理解していないと感動を与えることはできない。

辻　平成 25 年に告示された「劇場・音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」に書かれていることを最低限理解しておかないと、今日のテーマを安全にスムーズに、一体となって行えないし、観客に感動も与えられない。行政・劇場責任者が認識しなければ、いいものを演じたい上演者は自分の意図を伝えることもできない。

山本　公演が終わり、ツアースタッフと劇場スタッフが笑顔で握手できるような雰囲気を心がけている。笑顔で迎え、笑顔で送り出す。これが劇場管理側の最低条件だと思っている。

山形　劇場の雰囲気・情報はすぐに広がる。それは搬入口が開いたときの空気感から分かる。また、楽しく演じるにはどこかで安全面もからんでくる。

辻　参加者へのアンケートの、職員の求められる技術レベルの課題という回答として「学ぶ機会がない」というのがあったが、舞台技術者連盟、照明家協会、音響家協会のいずれも研修講座などを開いている。学ぶ機会はたくさんある。

山形　技術系職員はある程度の経験値と技量が求められる。経験がないのに、例え緞帳のスイッチ一つでも押してはいけない。何が起こるか分からないからだ。

辻　文化庁の指針の中に「専門的能力を有する人材の育成を行うよう努めるものとする」という項目がある。ここに参加した皆さんの役割は大きい。

山形　音楽の世界は技術進化で様変わりしているが、舞台はまだアナログだ。演じる側と感じる側がひとつの空間にいる。劇場側は、より安全で快適に観客が楽しみやすいよう、上演側をエスコートしリードするような雰囲気で迎えることが必要だ。

小川　舞台芸術でのオペレーティングがクロスオーバーしてきている。公演の形態と作り手側の役割分担がどうなっていくのか分からなくなっており、時代が次の段階へ進もうとしている。技術系、劇場管理の理想は、安全が第一、技術力が第二、アートへの理解が第三。

山形　どんなに経験値を詰んでも、安全は一瞬で崩れる。今日も大丈夫、ではなく、つねに安全への配慮を怠らないでほしい。

講師

山形裕久（一般財団法人貝塚市文化振興事業団 貝塚市民文化会館 館長）

貝塚市民文化会館制作室長・館長・劇場総監督（演出家・舞台監督）／音楽プロデューサー、貝塚市吹奏楽団顧問、コスモス混声合唱団顧問、日本劇場技術者連盟副理事長、劇場・音楽堂への芸術文化活動支援員、日本舞台監督協会、一般社団法人日本音響家協会、公益社団法人日本照明家協会所属。

映画業界から録音・放送業界に転身後、番組構成や放送作家を経て演芸・紀行・新人発掘番組のディレクターや音楽プロデューサーとしてバンド等をメジャーデビューに導き、有名アーティストのコンサートやフェスピック・国体・植樹祭など大規模イベント等の演出・舞台監督、美術プランやホール管理などを多数手がける。2001 年より財団法人貝塚市文化振興事業団（現・一般財団法人）に勤務。

市民参加型のミュージカルや芝居制作、アーティスト支援事業やホールボランティアの育成、ロビー活性化などを目的とした特色ある事業を手がけ、またバークリー音楽大学との単位提携校の甲陽音楽学院において PA・レコーディング専攻科の開講を提案し、舞台芸術主任として 20 年にわたり講師を努めるなど、後進の育成にも積極的に活動。

また、阪神淡路大震災後、震災遺児孤児のケア・ハウス「希望の家」の発起人も務める。

山本広志（公益財団法人富山県文化振興財団 富山県高岡文化ホール 館長）

1957 年生まれ。富山大学経営短期大学部卒。

一般社団法人日本音響家協会北陸支部長（1 級技能認定）日本劇場技術者連盟理事（第 1 種、2 種認定）公益社団法人日本照明家協会会員（1 級技能認定）、富山舞台技術研究会理事

富山県民会館、富山県教育文化会館、新川文化ホール、富山県高岡文化ホール等の各県立文化施設に勤務。劇場管理業務や、自主企画事業（美術展、教養講座、自主公演など）を担当。富山県文化ホールネットワーク事業研究会座長（1999 年～2008 年）として県内ネットワーク公演事業（毎年概ね 10 事業 20～30 公演）の企画調整役を務める。1996 年からホールボランティア養成事業に関わり、講師ならびに企画運営を行う。

小川幹雄（公益財団法人新国立劇場運営財団 新国立劇場 国際連携協力室 室長）

公益財団法人新国立劇場運営財団国立劇場国際連携協力室室長、日本舞台監督協会理事長、文化庁芸術家在外研修員の会理事長、劇場芸術国際組織（OISTAT）日本センター副会長、劇場演出空間技術協会（JATET）理事。ロンドン大学大学院修士課程修了（MA）人文学部英文学科表現芸術論専攻。文化庁芸術家在外研修派遣にて英国へ国費留学。ロイヤル・シェイクスピア・カンパニーロイヤル・ナショナル・シアターにて研修。

国際交流基金主催「日本三大芸能による俊寛」欧州公演、「歌舞伎版ハムレット」欧州公演、観世流能楽海外公演の舞台監督を含む多数の海外公演、全国公演にて、演劇、伝統芸能、ミュージカル、オペラ、バレエ、コンテンポラリーダンス、コンサート等、幅広い分野における舞台芸術創造に携わる。早稲田大学講師、日本大学講師等をつとめ、インドネシア教育文化省招聘全国劇場技術指導。

劇場芸術国際組織ヘルシンキ会議発表「日本の伝統芸能におけるステージ・マネジメント」。著書に『舞台監督』『岸田國士の世界（共著）』等。

辻　　彰（株式会社ハートス 顧問）

1947 年京都生まれ。公益社団法人日本照明家協会正会員 1 級。

株式会社ハートス所属。

1965 年から在阪テレビ局のドラマを中心に、放送されるあらゆる番組の照明マンとして従事する。その後、ホールでの TV 中継放送、コンサート、企業イベント、またホテルでのディナーショー、ファッションショー等、あまたの照明演出案件を担当。

1980 年から「ミラノプレタポルテコレクション」全国ツアー（～1987 年）、鬼才サンドロ・マッシミーニのライティングデザイナーとして同行。地方博覧会にも携わり、姫路、鳥取、神戸、大阪、南紀、境港、富山、愛知等、その数は多い。

国内はもとより、海外の業務として、企業イベント、日本伝統文化催事、国際博のイベント・ショップ開設にも多く加わり、行き先はハワイ、オーランド、テネシー、メルボルン、ブリスベーン、ミラノ、ブラジル、香港、タイ、その他複数回を数える。

イルミネーション関係としては、1995 年から「神戸ルミナリエ」プロジェクトメンバー、2011 年から「御堂筋イルミネーション」において、デザイン PJ 参画。

今後も、プロデューサーチームに加わり、トータル的な、経験を活かした前向きな役割に取り組む予定。

講師陣

会場風景

プログラム３

舞台美術と大道具進行について

概要（講師による説明）

脚本内容から出演者の舞台上での演技を読みとり、演出者との打合せに進みます。
そこで、演出プランを活かすために、色々な装置プランを考えます。いかに装置転換がスムーズにできるか、照明との関係等々、総合してデザインをします。

常設劇場での舞台装置と、公立文化施設の舞台装置の飾りの基本的な違いなどを、考慮を交えながらデザインをいたします。

上演される演目の題字の事も少しお話しをいたします。

講師

竹内志朗（舞台装置家）

高田浩吉、三橋美智也、村田英雄、春日八郎、中村鴈治郎（現・坂田藤十郎）、藤山寛美、藤田まこと、ミヤコ蝶々、芦屋雁之助、五木ひろし、川中美幸　他多くの方々の舞台装置を、担当し、舞台デザインでは、関西の、「道頓堀中座」、「梅田コマ劇場」、「新歌舞伎座」、「京都南座」大阪にあった「毎日ホール」、「フェスティバルホール」、名古屋は、「名鉄ホール」、「御園座」、「中日劇場」。東京は、「新宿コマ劇場」、「明治座」などを担当し、その他全国各地の公共劇場や世界博覧会会場でも美術デザインを担当。

関西では地元各劇団「劇団アカデミー」、「アカデミー児童劇団」、中川雅夫「どんちょう会」、その他多くの若い人たちの劇団や演劇団の舞台装置やチラシのデザイン、公演題字制作などを担当。

藤田まこと「必殺仕事人」シリーズの全舞台装置、「剣客商売」シリーズの全舞台装置をはじめ、藤田まこと主演の全舞台装置。

1986 年大阪発のブロードウェイミュージカル～藤田まこと・市原悦子主演「その男ゾルバ」を初演から主要都市の再演または再々演に至るまで舞台美術を担当、好評を博する。

テレビでは、大阪初の民放「大阪テレビ放送」(後の朝日放送）開局からタイトルテロップを担当し、後発在阪各局の創立時、アドバイスもこなした。

映画では、松山善三監督「典子はいま」や、「必殺シリーズ」の本編映画のタイトルや題字なども手がける。また、コマーシャル制作にて、いろいろな商品宣伝を行っている。

個展・グループ展なども精力的に開く傍ら、小グループの演劇活動をはじめ研究発表などにも参加する。大阪府知事表彰や日本放送作家協会特別賞を受賞し関西、特に「なにわ文化」の舞台美術発展、普及向上に尽力、若手の育成などに貢献している。

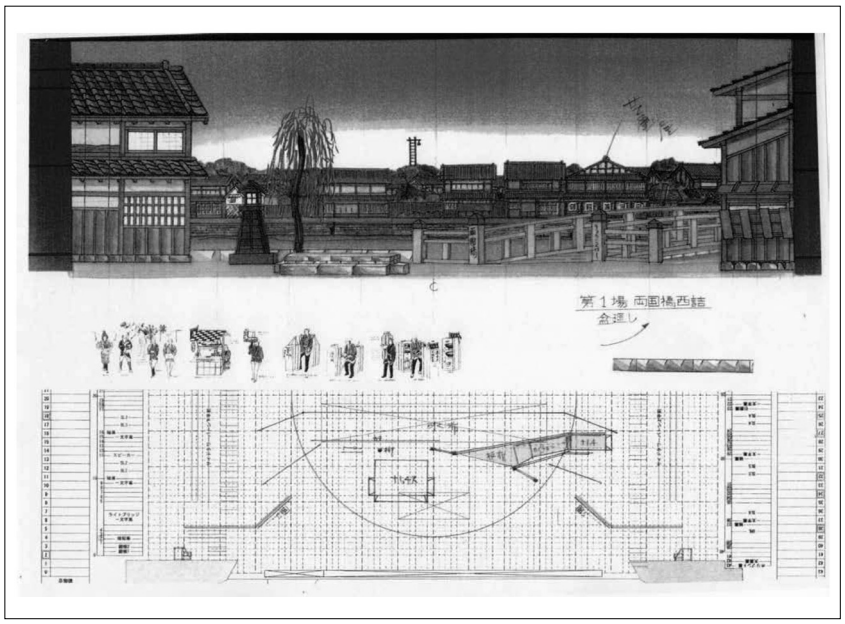
第1場 両国橋西詰
会遠し

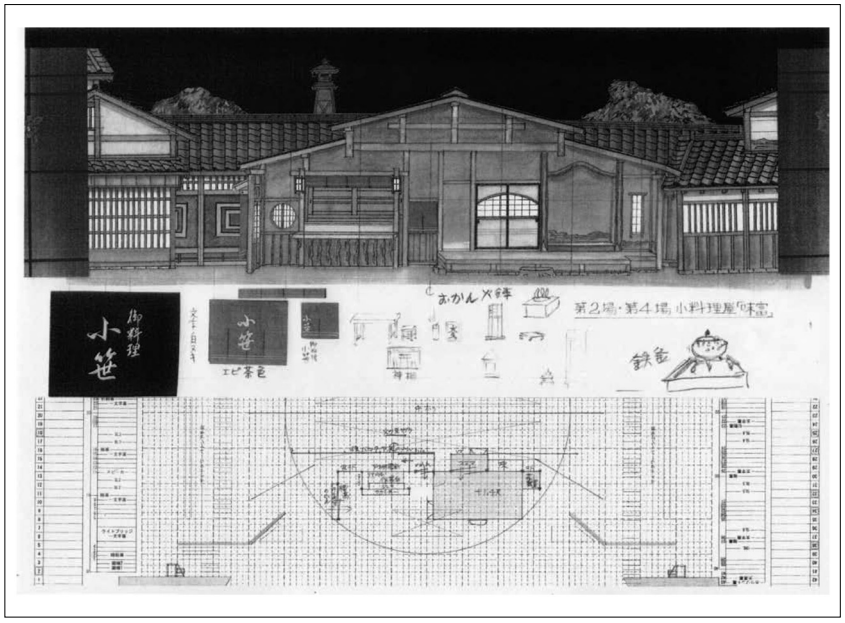
御料理
小笹
第2場・第4場 小料理屋「味宝」

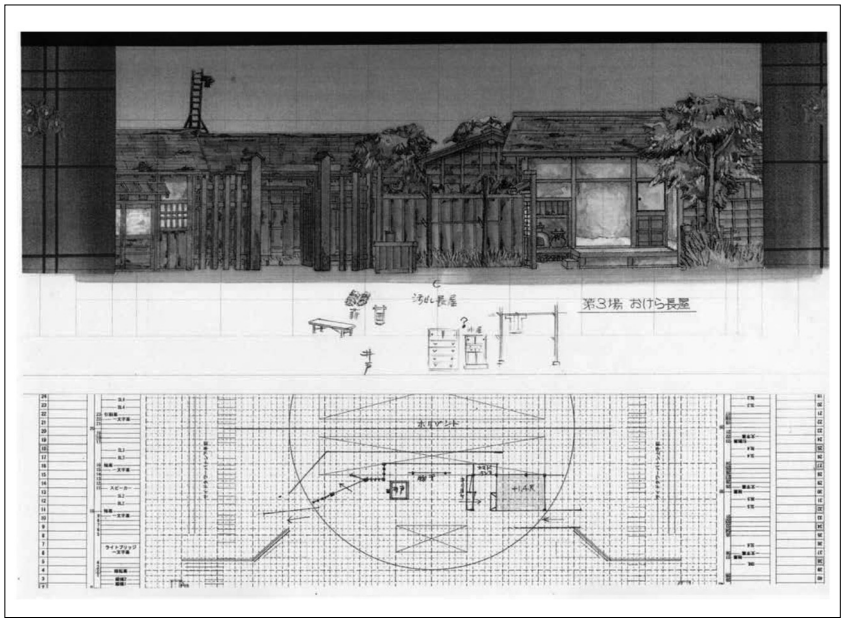
第3場 おけら長屋

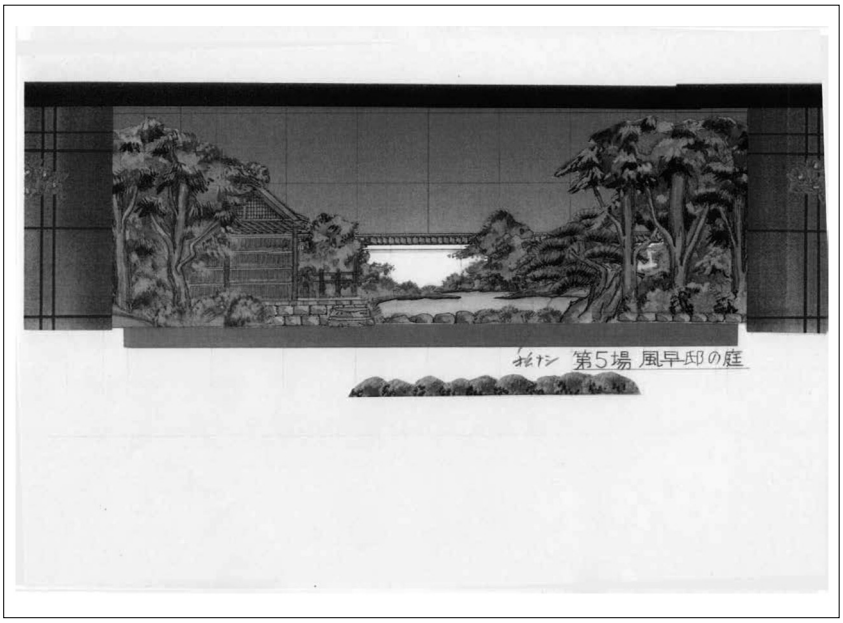
第5場 風早邸の庭

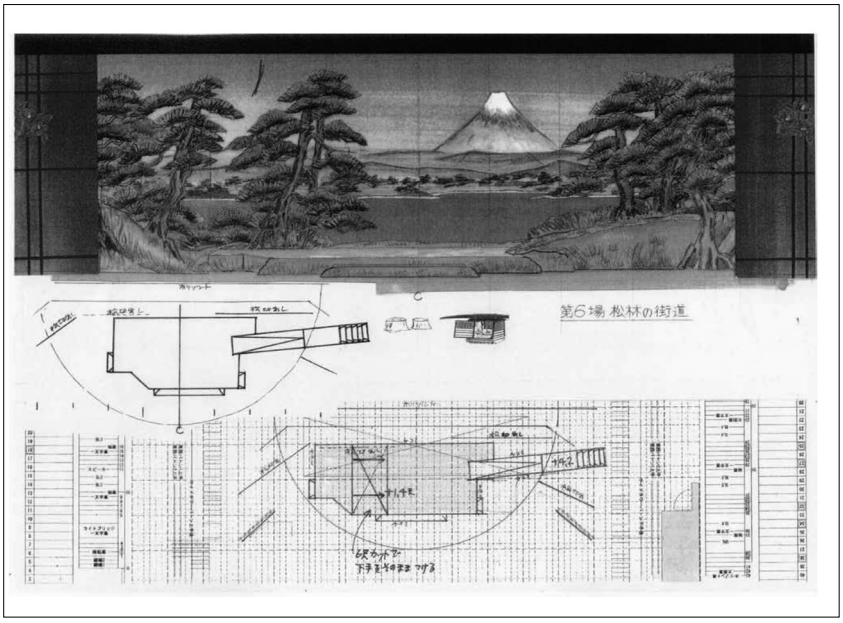
第6場 松林の街道

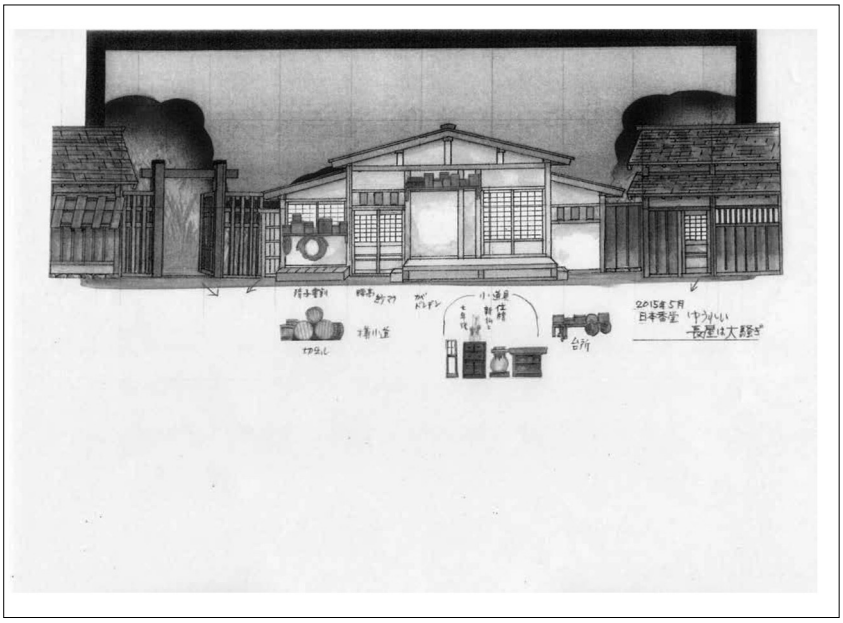
台所

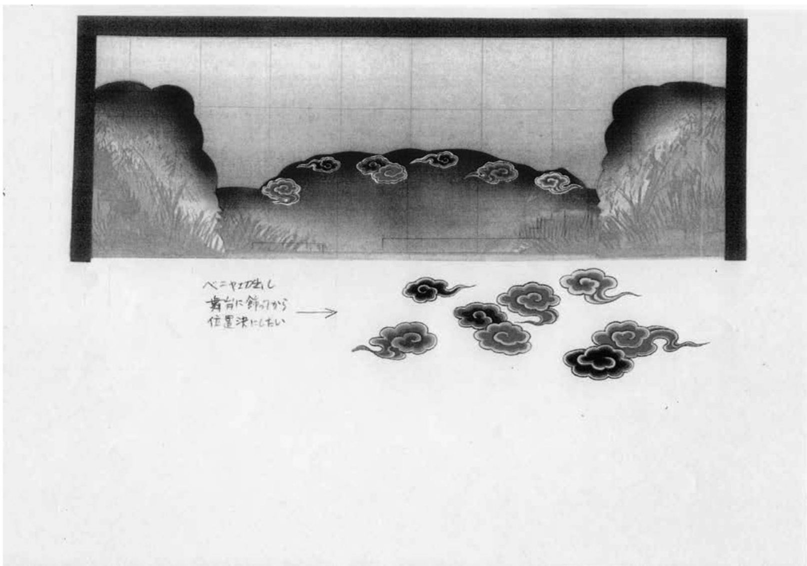
ベニヤ切出し
舞台に飾ってから
位置決めしたい

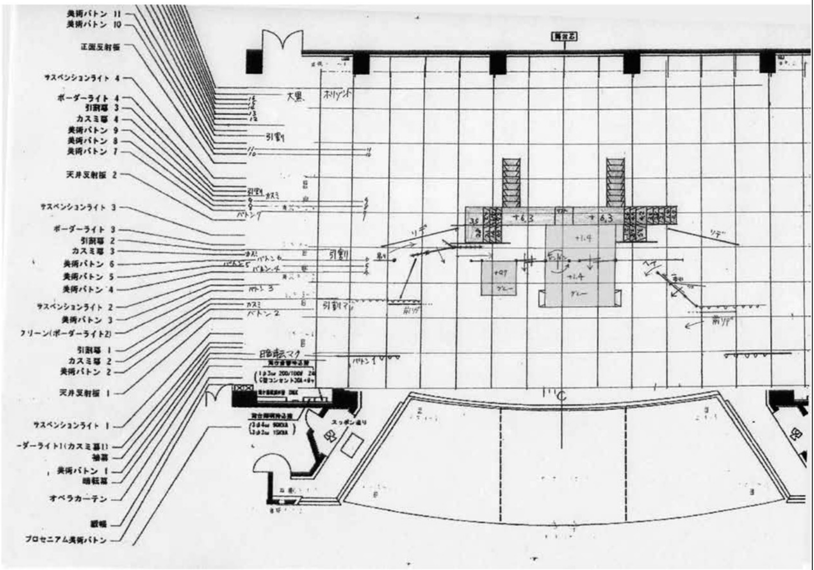
美術バトン 11
美術バトン 10
正面反射板
サスペンションライト 4
ボーダーライト 4
引割幕 3
カスミ幕 4
美術バトン 9
美術バトン 8
美術バトン 7
天井反射板 2
サスペンションライト 3
ボーダーライト 3
引割幕 2
カスミ幕 3
美術バトン 6
美術バトン 5
美術バトン 4
サスペンションライト 2
美術バトン 3
フリーン(ボーダーライト2)
引割幕 1
カスミ幕 2
美術バトン 2
天井反射板 1
サスペンションライト 1
-ダーライト1(カスミ幕1)
袖幕
美術バトン 1
暗転幕
オペラカーテン
緞帳
プロセニアム美術バトン

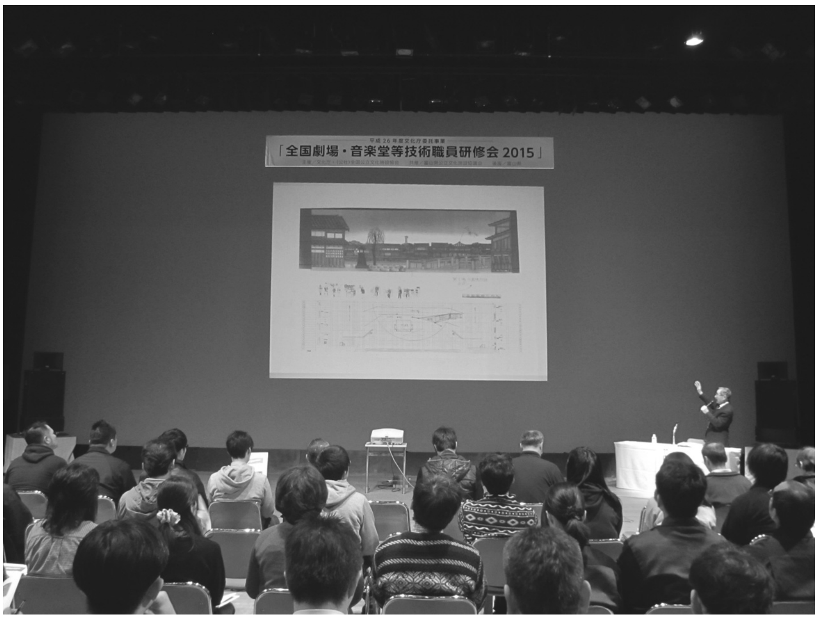
「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会 2015」

美術バトン「仕込んでみよう～体験してみよう」

概要（講師による説明）

舞台の背景の役割を持つ切り出し等の舞台美術を飾っていき、効果的に照明をあてることで舞台に奥行きを持たせるなどの様々な活躍をする､舞台における｢バトン｣の役割を正しく理解して頂きます。

今回のプログラムでは、開催館である富山県高岡文化ホール所有の舞台美術を実際に吊りこみ、微妙な高さの違いによる視覚効果の変化などを体験。また、これらのセットは、続くプログラム５～６の舞台設営の役割の一部も果たします。

講師

略歴は、「プログラム２」を参照

山形裕久（一般財団法人貝塚市文化振興事業団 貝塚市民文化会館 館長）

山本広志（公益財団法人富山県文化振興財団 富山県高岡文化ホール 館長）

小川幹雄（公益財団法人新国立劇場運営財団 新国立劇場 国際連携協力室 室長）

辻　　彰（株式会社ハートス 顧問）

講師陣

仕込んでみよう～JAZZ の世界

概要（講師による説明）

国内外で精力的に活躍する一流のジャズピアニスト、ジャズギタリスト（クロマティックハーモニカ）を講師に迎え、ジャズライブの舞台作りを体験します。

オフビートの独特のリズム感、即興演奏が最大の特徴である「ジャズ」で、アーティストがそのパフォーマンスを最大限に発揮するには、しっかりとした「音」の基盤がなくてはなりません。また、ジャズの世界観を盛り上げていく「照明」も非常に大切な要素です。

本プログラムでは、観客が聴く音だけではなく、アーティスト自身が演奏中に聴いている音も実際に体感し、音作りの仕組みを解剖しながら、理解を深めていって頂きます。また、曲に合わせた照明プラン作成の考え方や方法を体感しながら学んで頂きます。

また、プログラム５から６にかけては、甲陽音楽学院出身、地元高岡生まれのボーカリストも参加します。

講師

竹下清志（ジャズピアニスト）

４歳からピアノを始め、大阪教育大学特音ピアノ科卒業。在学中にジャズの魅力に惹かれ演奏活動を始める。

大阪芸術祭大賞第１回受賞。西山満グループ、中山正治カルテット、日野皓正グループなどを経て、現在は自己グループにて活動中。またジャズ以外でも、クラシック、ポピュラー、タンゴ、ボサノヴァとジャンルを問わず活躍している。NHK 朝の連続テレビ小説“純ちゃんの応援歌”・“和っこの金メダル”などの音楽演奏も手がけている。

共演したミュージシャンも多く、ジミー・スミス、アート・ブレイキー、アル・フォスター、レイ・ブラウン、ハンク・ジョーンズ、日野皓正、北村英治、ジョージ川口、中本マリ、久保田利伸など。オーケストラでは、大阪フィル、名古屋フィル、東京シティーフィルなど。国内外のミュージシャンとのセッションでその才能は絶賛され、分野を超えての演奏にも力を発揮している。現在は、関西の有名ライブハウスなど多数出演。また、米国バークリー音楽大学と提携する甲陽音楽学院で講師を務める。

柴田達司（ジャズギタリスト・クロマティックハーモニカ）

1957 年神戸生まれ、高校在学中に福本憲氏に師事。

甲南大学に入学後すぐにプロとして活動をスタート。

古谷充、日野時正、他多数の海外アーティストと共演。20 年以上に渡り、コンサート、ライブハウス、セッション、セミナーなどの活動を続けている。1994 年 IASJ（International Association of School of Jazz）の NewYork 大会に招待講師として参加。米国バークリー音楽大学と提携する甲陽音楽学院、大阪音楽大学ジャズ科などで教鞭を取る。また、クロマティックハーモニカ奏者としても活躍。

高瀬惇至（ボーカル）

1990 年生まれ。

高校を卒業後、甲陽音楽学院に入学。

総合本科に在籍し、PA／音響と、ヴォーカルでは R&B や jazz、electronic を学ぶ。

現在は、自身のバンドの 1 枚目のアルバムリリースに向けて勢力的に活動中。

リハーサル～ミニコンサート

概要（講師による説明）

プログラム６では、プログラム４～５を通して創り上げてきたジャズの舞台を、いよいよ本番に導いていきます。

アーティストの目線で共にリハーサルを体感し、どんな時に何を注意するべきなのかなどを学びながら進めていきます。また本プログラムでは、比較的分かりやすい譜面をベースに、基本的な見方をレクチャーします。譜面の構成を知ることで、より一層理解を深めて頂きます。

最後にはミニコンサートとしてプロのアーティストによる本物のジャズをお楽しみいただきながら、受講生の方々も、本研修を通して育んだ「プロ」の目線で舞台・音響・照明を総合的にご覧いただきます。

講師

菅内孝憲（有限会社甲陽サウンズ代表取締役）

1950 年生まれ。関西学院大学卒業。グリークラブからコンテンポラリーミュージック・ジャズに興味を持つ。ピアニストを志すが、事故で手を負傷。その後、後進の育成に情熱を向け、甲陽音楽学院を設立。1995 年、アメリカの名門「バークリー音楽大学」とアジアで初めて提携締結。2004 年 BIN（Berklee International Network）サミット（13 カ国参加）のホスト校を務める。

2008 年 NPO 法人ミュージックセラピー神戸を設立。有限会社甲陽サウンズの代表取締役も務め、音楽イベントやコンサートのプロデューサーとしても活躍する。

竹下清志（ジャズピアニスト）

略歴は、「プログラム 5」参照

柴田達司（ジャズギタリスト・クロマティックハーモニカ）

略歴は、「プログラム 5」参照

高瀬惇至（ボーカル）

略歴は、「プログラム 5」参照

開き足や箱馬を使い、受講生用に階段状の座席スペースを設営

大ホール舞台上に平台を用いて簡易舞台を設営する①

大ホール舞台上に平台を用いて簡易舞台を設営する②

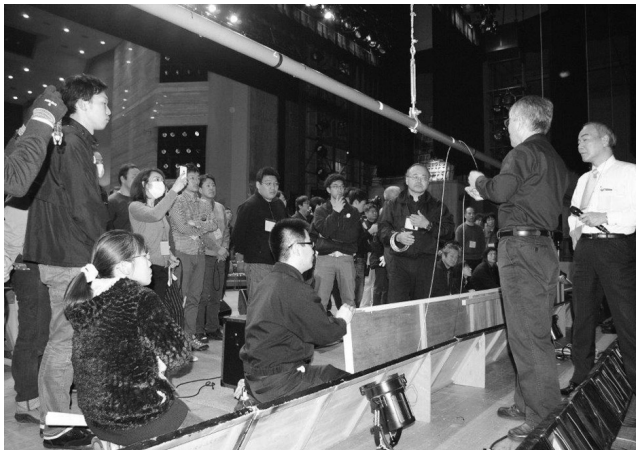

バトンに技術職員研修会看板を吊り下げる

バトンを用い鉄管結びを体験する

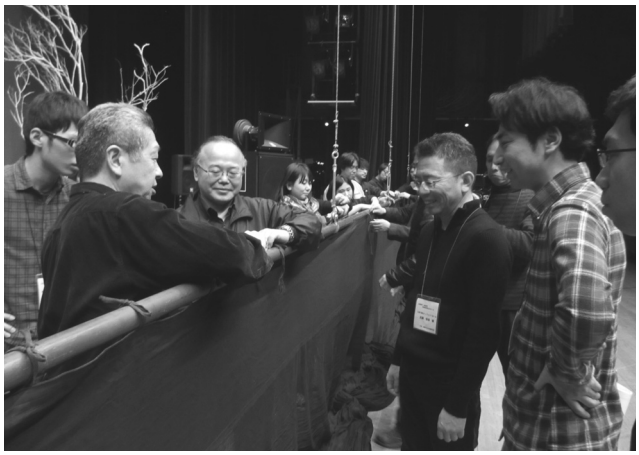

中割幕をバトンに吊り下げるコツを聞く

ジョーゼット幕のすそに鉄管を通していく

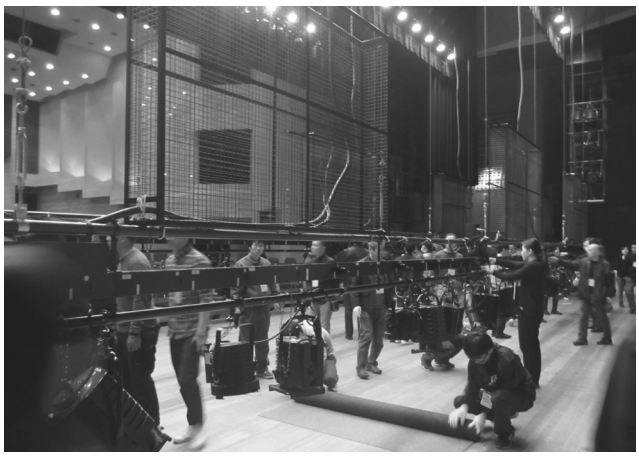

皆で照明を仕込む

ステンドグラスと白樺で舞台づくり

会場館所有の白樺にスピーカーを仕込む

プログラム 5〜8 の講師陣

楽譜の基本的な読み方を解説

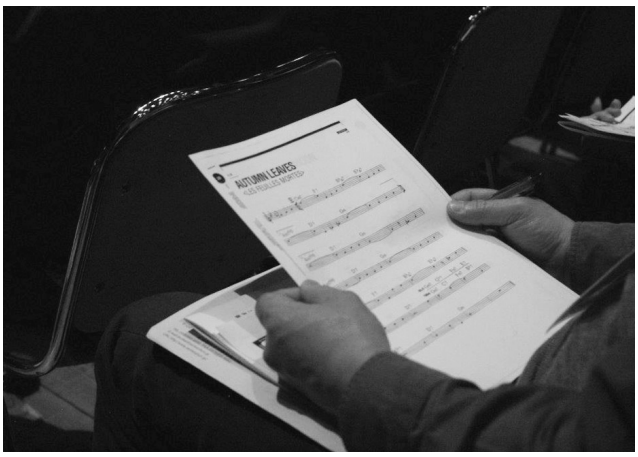

プログラム 6 で実際に使われる譜面を読む

音響・照明用特設台でスタッフが聴いている音を聴く

ピアノ奏者が聴いている音を聴く

ハーモニカ奏者が聴いている音を聴く

講師による照明づくりの説明

ボーカル講師に当てる照明を調整する

演奏者用モニタースピーカーの音を確認する

舞台上での音と照明を体感する

ミニコンサート①（ピアノとハーモニカ）

ミニコンサート②

大ホール舞台上のスピーカーを片づける

大ホール舞台上の後片づけ（パンチカーペット）

プログラム 7

劇場人と舞台人
これからの技術職員に求められること

概要（講師による説明）

劇場は、もともとは演説の場としての集会場であり公会堂だった。1947 年に教育基本法ができ、社会教育の高まりと同時に公民館が生まれ、さらに 80 年代には文化的な要求に応じて公立劇場が各地に建設され、実演芸術の発表の場ともなっていった。それまでの集会機能とともに上演機能も重視されながら、劇場職員には、博物館の学芸員、図書館の司書の国家資格のようなものがない。国としてもしっかりとした制度を作ろうと、2001 年にようやく「文化芸術振興基本法」ができた。これによって、国を挙げて各自治体が地域特性に合わせた上演芸術を振興することになった。

さらに、それをさらに推進するため、2012 年には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」ができ、2013 年には指針もできた。これによって、国際的に高い水準の実演芸術、国際交流、地域の実演芸術の振興、人材の養成、そのための専門人材の育成という公共劇場の役割が、さらに強く打ち出されることとなった。

劇場は、集会場としてスタートした「箱」のようなものであり、実演芸術との結びつきは育ってこなかった。2013 年の指針は、それを専門的人材が配置された機関に変えて行こうというものだった。専門的人材とは何か。舞台照明や音響の知識を持っているからか、音楽の内容についての知識があるからなのか、防災の知識があるからか、地域の文化・特性の知識があるからなのか。そのどれもが違う。

実演芸術の原点は、私たちからすれば、最高に素敵な出来映えの公演を観客に見てもらうことにある。また、観客の立場からすれば、劇場に入ったときから出るまでが公演だといえる。劇場やホールはそのための表現や創造を実現する場である。

私は、ひとつの公演のために集まる一回性のスタッフを舞台人と呼び、劇場職員を劇場人と呼んでいる。劇場人は、場合によっては舞台人にもなって、舞台の成果に直接関与する。演ずる物の持ち味を引き出し、出来映えを最高にするにはどうしたらいいか。そこに「専門的人材」の意味がある。それは、新国立劇場の伊藤氏の言葉を引用すれば、「応用問題ができる」ことだ。求められたことに「できない」とは言わない人材。そのためにはスキルを磨く必要がある。スキルは、技術・知識・経験によって培われ、個人の価値観を高めることにつながる。決して、技能だけが秀でているのではなく、知見と見識をつくっていくことが専門的人材の要件だ。一人ひとりが自分で育てていかなければならない。

講師

鈴木輝一（公益社団法人全国公立文化施設協会アドバイザー・株式会社ピー・フォー代表取締役）

●現職

株式会社　ピー・フォー代表取締役

株式会社　エス・シー・アライアンス顧問

●略歴

1971年３月　早稲田大学　文学部哲学科　卒業

12月　㈱サウンドクラフト（現㈱エス・シー・アライアンス）入社

1979年４月　同　専務取締役に就任

1991年６月　同　代表取締役社長に就任

1999年７月　㈱ピー・フォー設立　代表取締役に就任

2009年６月　㈱エス・シー・アライアンス　代表取締役会長に就任

2012年３月　㈱エス・シー・アライアンス　顧問に就任

大学在学中劇団自由舞台に所属し、早稲田小劇場（現劇団SCOT）創立に参加し、役者・舞台デザイン・演出など演劇活動に携わる。（現㈱エス・シー・アライアンス）入社後は、音響スタジオワークやコンサートのPAなどの音響の業務に幅広く従事する。1970年代には日本PA協議会（現一般社団法人日本舞台音響家協会）の設立に参画し1980年には中央検定委員として音響技能検定（舞台機構調整）を発足させる。

1980年代からは、日本武道館音響設計やBUNKAMURA・新神戸オリエンタル劇場・能登演劇堂などの音響システム設計を担当し、以後数十に及ぶ劇場・ホールの基本構想・施設計画・音響、演出設備設計を担当・参画してきた。また博覧会のパビリオンをはじめ、博物館・テーマパーク・大規模商業設備などにおける演出空間の創造の様々な場で活躍し、現在は演出空間の総合プロデューサーとしてソフトとハードが一体化した空間創りを目指している。

●近年の主な仕事

2013年　中国　福建省明徳生態園マスタープラン・基本設計

2011年　全天周映像フルCG番組「かぐやとKAGUYA」総合プロデュース

2010年　中国　青島公共空間都市計画　国際コンペ基本設計

2009年　東京　小金井市民交流センター　劇場設備総合監修

2007年　ベトナム　ホーチミン市総合開発計画　マスタープラン・基本設計

2005年　EXPO'05　愛知国際博覧会　三菱未来館@earth総合プロデュース

2003年　六本木ヒルズ　イベントプラザ　音響設計　環境演出ソフト製作

会場風景

平成26年度　「全国劇場・音楽堂等技術職員研修会2015」

劇場人と舞台人

これからの技術職員に求められること

2015 / 3 / 6

鈴木　輝一

○　公共ホールの役割と使命の変遷

2012　劇場・音楽堂の活性化に関する法律

2013　劇場・音楽堂の活性化のための取り組みに関する指針

役割・機能＝ミッション

「文化芸術振興」「地域文化振興」「地域活性化」「シティセールス」　など

○　劇場・ホールは、「舞台と客席を持っている建物」から

「専門的人材が配置された機関」へ

ポイントは　　質の高い舞台芸術公演の創造

そのための専門的人材の育成・配置

○　公共の劇場・ホールの運営

2003　地方自治法の改正により　直営と指定管理へ

劇場・ホールにおける業務内容

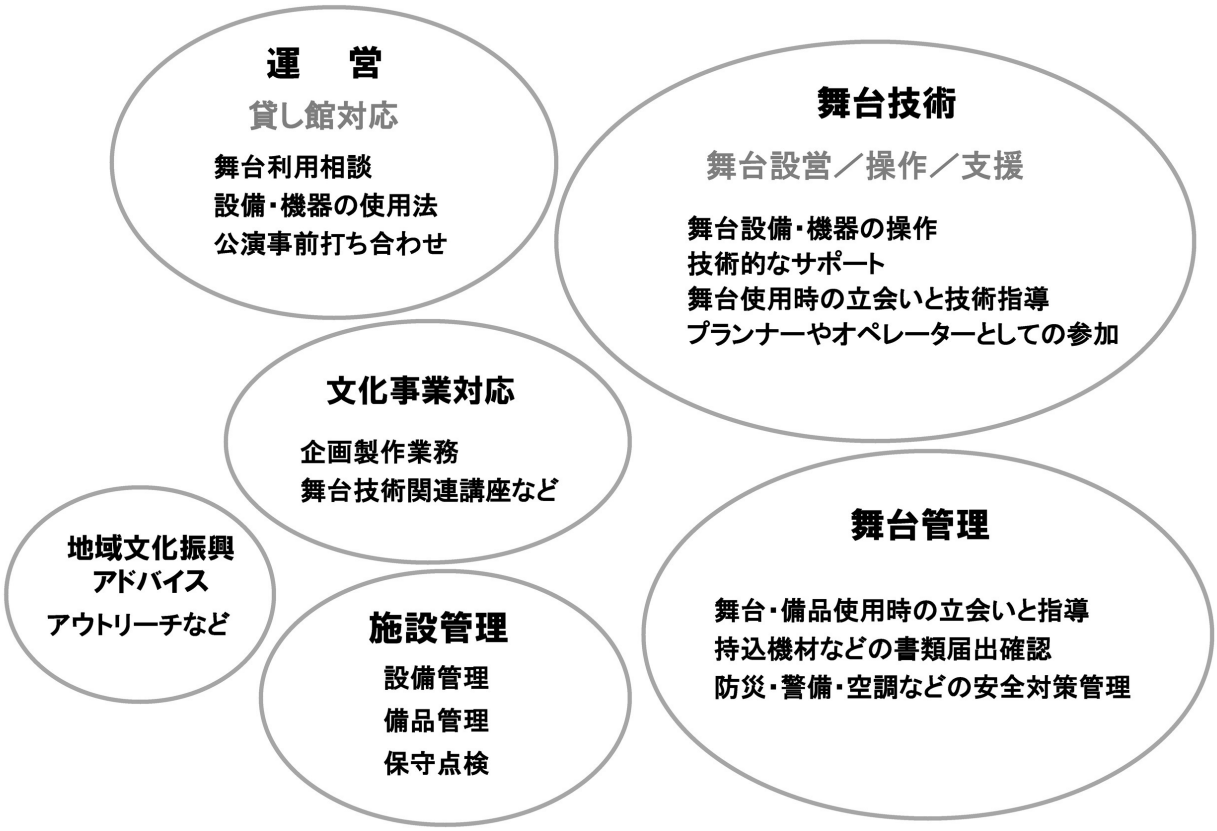

もとめられることはなにか

公立の劇場・ホールの技術職員にとって

”これから求められること”とは何か

そのためには何をすればよいのか

専門的人材とはなにか

技術職員は、そのまま専門的人材なのか？

A　舞台や照明・音響などの　技術的専門的知識があるから

B　音楽や演劇・催事の内容に関する専門的知識があるから

C　舞台管理や防災・安全対策管理の専門的知識があるから

D　地域文化や地域住民の要望などに関する知識があるから

外部より
公演スタッフが来る場合
舞台担当者は
公演スタッフへのサポート

自主公演や住民の企画
外部スタッフが来ない場合
舞台担当者は
直接の公演スタッフ

舞台技術　舞台設営／操作／支援

舞台設備・機器の操作
技術的なサポート
舞台使用時の立会いと技術指導
プランナーやオペレーターとしての参加

舞台管理

舞台・備品使用時の立会いと指導
持込機材などの書類届出確認
防災・警備・空調などの安全対策管理

劇場・ホールとは何のためにあるのか

ホールという場を最大限利用して表現・創造を実現化する
“最高に素敵な“できばえ”　を創り、観客に見てもらうことが公演の目的

舞台公演のチーム

演出家　芸術監督　台本　脚本
装置デザイン　衣装デザイン
振り付け　作曲　音楽監督　他

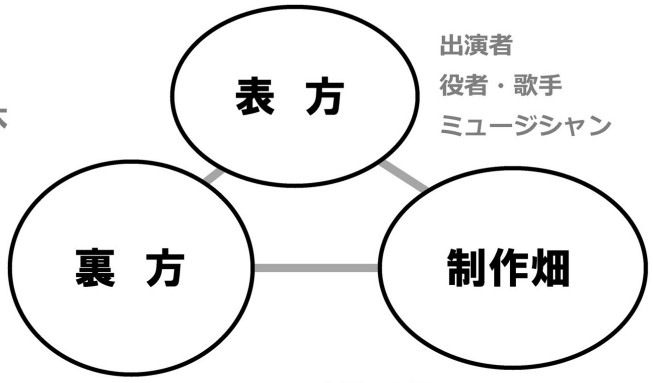

舞台監督
舞台美術
舞台照明
音　響

映　像
レーザー
特殊効果

劇場のチーム

経営管理　事業管理　顧客管理　舞台管理
施設管理　広報宣伝　付帯サービス事業

観客にとってはその日の その時間　全体が“公演”である

舞台とは

時空間の共有	一回性
今日性	なにかが起きる

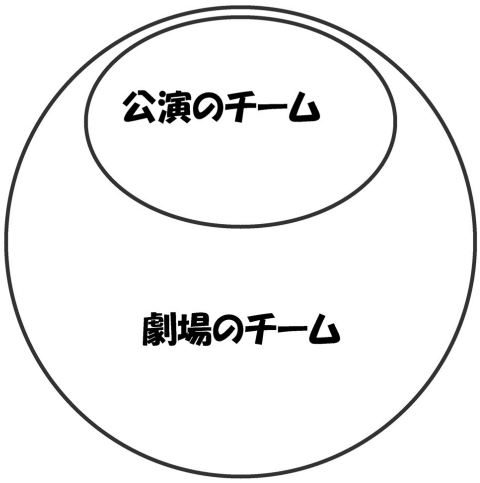

○　公演チームは　本質的に一回性
　　劇場チームは　本質的に継続性

○　舞台人は 舞台人としてあるが
　　劇場人は 舞台人でもある

質の高い舞台芸術公演の創造
そのための専門的人材の育成

専門的人材とはなにか

劇場人であるとともに 舞台人でもある

舞台成果に どのように関与していくのか

応用問題ができること

舞台成果を高めるために 何をなすべきか

専門的人材には
劇場人・舞台人としてのスキルやノウハウが必要

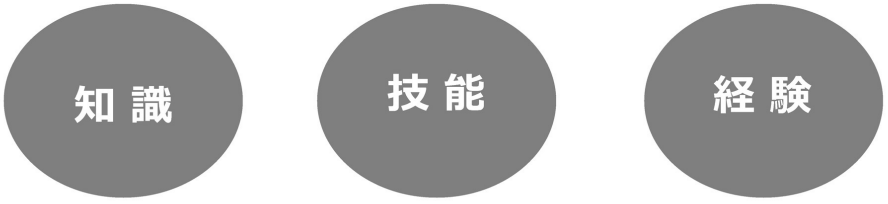

ものの見方・考え方を さだめていく

価値観の醸成　知見と見識

多様な人材育成機会を利用する

OJT　On the Job Training	派遣研修
講座・研修の受講	独自の自主講座

専門的人材のための ST self training のポイント

A　見る・聞く・話す・確かめる

B　垂直知識と水平知識

C　PDCAの活用

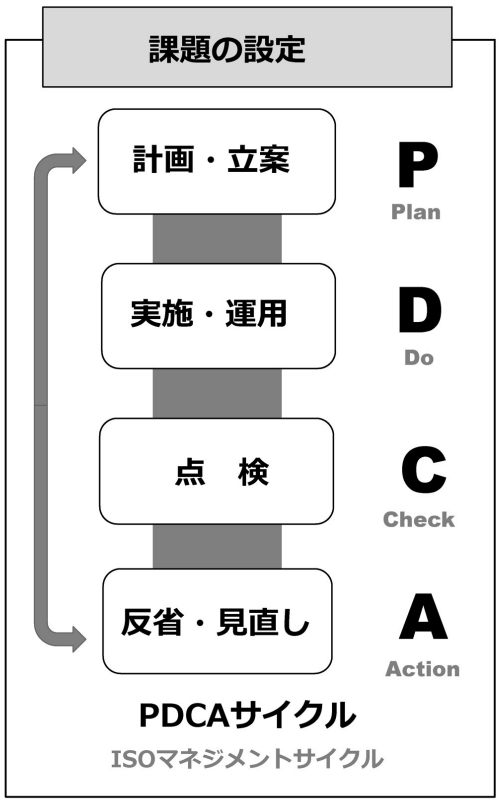

PDCAサイクル

ISOマネジメントサイクル

仕事の種類には大別して２種類ある

ルーティンワーク

継続性 …… 常時継続していくことが前提

プロジェクトワーク

有期性 …… 始まりと終わりがある
独自性 …… 今までと異なる要素・対応

課題遂行思考

要求事項を実現させるための
手段を計画して、課題を完遂する

課題を設定する

課題を見つけ出す

現状を把握している
現状を点検している
社会の動向を注視している
分野の流れを把握している

会場風景、開講式、閉講式

会場　富山県高岡文化ホール

開講式挨拶　(公社)全国公立文化施設協会
専務理事兼事務局長　松本辰明

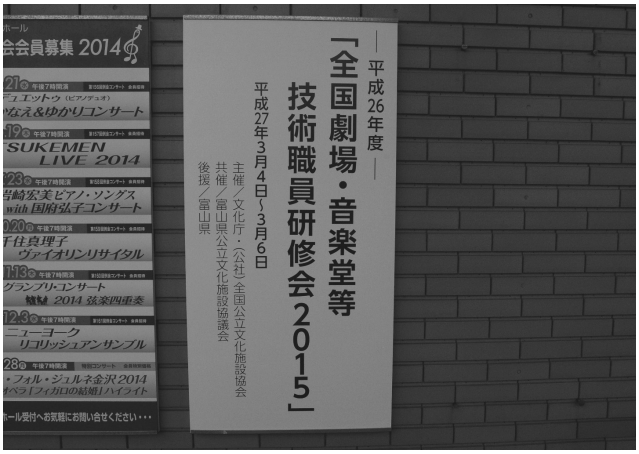

開催看板

開講式挨拶　(公財)富山県文化振興財団
専務理事　林俊信

受付風景

講師及び受講者で記念撮影

開講式風景

メーカーによる展示（於：大ホールホワイエ）

会場遠景

閉講式挨拶（公社）全国公立文化施設協会
技術委員会副委員長　江崎伸治（名古屋市民会館館長）

閉講式挨拶（公社）全国公立文化施設協会
常務理事　櫻庭裕志（東京文化会館副館長）

平成 26 年度
ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会

目 次

実施要領 ……57
ブロック別技術職員研修会一覧 …… 58
北海道ブロック技術職員研修会記録 ……59
東北ブロック技術職員研修会記録 ……63
関東甲信越静ブロック技術職員研修会記録 ……67
東海北陸ブロック劇場･音楽堂等 ……72
近畿ブロック技術職員研修会記録 ……76
中四国ブロック劇場･音楽堂等技術職員研修会記録 ……82
九州ブロック技術職員研修会記録 ……87

平成 26 年度 文化庁委託事業

「ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会」実施要領

1 目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成 24 年法律第 49 号。以下「劇場法」という。) の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等において、実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われるため、また劇場・音楽堂等の活性化のために基盤整備を行う。

2 研修会の実施等

(1) 主催　文化庁・公益社団法人全国公立文化施設協会

(2) 主管　各支部

(3) 実施内容

各ブロックにおいて、舞台技術初任者を対象とした、劇場・音楽堂等の舞台技術を行うために必要な共通技能研修会を実施する。

(4) 開催場所

北海道、東北、関東甲信越静、東海北陸、近畿、中四国、九州の 7 ブロック内で、劇場・音楽堂等施設を会場とし、2 ヵ所以上で開催することも可とする。

(5) 対象者

①劇場・音楽堂等に勤務する若手職員（経験 3 年以内、指定管理者及び劇場・音楽堂等の管理・運営業務等を受託している企業等からの派遣職員も含む）

②地方自治体の文化芸術行政担当職員等劇場・音楽堂等施設関係者

③民間の舞台技術関係者、大学等の高等教育機関・舞台技術やアートマネジメントの教育関係者・学生等、また関心のある市民等。

ア 研修生

所属長からの「受講者推薦書」による推薦を受け、全プログラムを受講し、修了後にレポートを提出する。後日、全国公文協より修了証を交付する。

イ 聴講生

受講者推薦書を必要とせず個人で申込み、1 つのプログラムより受講できる。修了証の交付は受けられない。

3 開催時期

平成 26 年 8 月 1 日(金)から平成 27 年 1 月 31 日(土)までの間とする。

4 研修日数

研修日数は 2 日以上とする。

5 参加人員

研修内容、実施方法、支部の状況等により、支部等が決定する。

ブロック別技術職員研修会一覧

地区名	日程	会場	内容	参加者数・参加施数
北海道	平成 26 年 11 月 6 日(木)～ 7 日(金)	札幌市こどもの劇場	Ⅰ　講習　人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の仕込み Ⅱ　人形浄瑠璃の上演 Ⅲ　基調講演 Ⅳ　トークセッション-人形浄瑠璃を体験して-	**26 名** **15 施設**
東北	平成 26 年 11月17日(月)～ 18 日(火)	秋田県民会館 秋田県総合生活文化会館「アトリオン」	Ⅰ　最新の舞台機構等について Ⅱ　舞台技術の基礎について Ⅲ　ワイヤレス　700 MHz 帯移行に伴う最新情報について	**62 名** **32 施設**
関東甲信越静	平成 26 年 12 月 4 日(木)～ 5 日(金)	コラニー文化ホール（山梨県立県民文化ホール）	Ⅰ　録音技術総論 Ⅱ　ホール職員が知っておきたい LED 照明	**94 名** **56 施設**
東海北陸	平成 27 年 1 月 29 日(木)～ 30 日(金)	福井県立音楽堂「ハーモニーホールふくい」	Ⅰ　講演　「劇場の管理とその安全対策」 Ⅱ　ワークショップ　「舞台進行の作業ワークショップ」 Ⅲ　ワークショップ　「クラシックコンサート照明の基礎講座」	**49 名** **22 施設**
近畿	平成 27 年 1 月 21 日(水)～ 22 日(木)	和歌山県民県文化会館	Ⅰ　会館自主文化事業の本番に向けての携わり方とポイント Ⅱ　リハーサルの進め方とポイント Ⅲ　実演講習 Ⅳ　実演講習を終えて。	**31 名** **19 施設**
中四国	平成 27 年 1 月 15 日(木)～ 16 日(金)	香川県県民ホール（アルファあなぶきホール）	Ⅰ　劇場の安全管理運営について Ⅱ　作品作りの想い～照明家としての生き方も交えて～ Ⅲ　プロジェクションマッピングの過去、現在、未来	**57 名** **33 施設・団体職員 2 名**
九州	平成 27 年 1 月 14 日(水)～ 15 日(木)	石橋文化センター　石橋文化ホール	Ⅰ　ピアノの構造、調律 Ⅱ　ピアノの運用、管理 Ⅲ　共通課題へのアプローチ	**80 名** **29 施設（民間11 事業含）**

平成 26 年度文化庁委託事業

北海道ブロック 技術職員研修会記録

北海道ブロック技術職員研修会開催要項

❶ 事業名	平成 26 年度北海道ブロック技術職員研修会
❷ 趣旨	劇場・音楽堂等の舞台技術等を管理・運営している職員を対象として、舞台技術に関する専門的な研修を行うことにより、地域の文化芸術の振興と劇場・音楽等の活性化に資する。
❸ 主催	文　化　庁・公益社団法人 全国公立文化施設協会
❹ 主管	公益社団法人 全国公立文化施設協会 北海道支部 公益社団法人 全国公立文化施設協会 北海道支部技術部会
❺ 開催期間	平成 26 年 11 月 6 日(木)～11 月 7 日(金)〔2 日間〕
❻ 会場	札幌市　札幌市こどもの劇場（やまびこ座） 所在地　〒065-0027　札幌市東区北 27 条東 15 丁目 電　話　011-723-5911
❼ 日程及び内容	別紙のとおり
❽ 受講者	劇場・音楽堂等の舞台技術担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化行政主管課等の文化芸術担当職員・その他民間関係者等
❾ 問い合わせ先	清水町文化会館（清水町教育委員会内） TEL　0156-62-5115　　FAX　0156-62-6333

研修計画・日程

日時		内容	講師
11 月 6 日（木）	13：00～13：30	受付	
	13：30～13：40	開講式	
	13：40～15：10	講習　人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の仕込み	山形　裕久 氏 小助川俊幸 氏 山形　　等 氏
	15：10～15：30	休憩	
	15：30～17：00	Ⅰ　人形浄瑠璃の上演	
		Ⅱ　基調講演 （世界へ向けての文化発信）	旭堂　南陽 氏
	18：30～	情報交換会	
11 月 7 日（金）	9：00～9：30	受付	
	9：30～11：30	トークセッション -人形浄瑠璃を体験して-	山形　裕久 氏 勘　　録 氏 山形　　等 氏 木全　寿幸 氏
	11：30～11：40	閉講式	

研修会記録

はじめに

平成 26 年度北海道ブロック技術職員研修会の開催については、北海道支部より委譲を受けた北海道支部技術部会長館、副部会長館より実行委員を選出し、研修内容について検討を行った結果、日本を代表する伝統芸能の一つである人形浄瑠璃をテーマにして研修会を開催しました。

今回は、北海道では唯一、人形浄瑠璃の公演を行う一座である、札幌市こども劇場の「さっぽろ人形浄瑠璃芝居あしり座」の協力をいただきながら、人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の仕込みについての体験ということで実技講習を計画しました。

また、人形浄瑠璃芝居あしり座による「鷺娘」、文楽人形遣いである勘録氏主宰の木偶舎による「この地球（ほし）に生まれて」、木偶舎と講談師の旭堂南陽氏の共演による「エディットピアフ物語」を上演いただきました。

基調講演では、「世界に向けての文化発信」ということで、講談師の旭堂南陽氏のお話を伺いました。

最後に、人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の講師に文楽人形遣いの勘録氏を交えてのトークセッションを行い、人形浄瑠璃の伝統文化についての理解を深めました。

研修内容

①講習　人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の仕込み

講師：全体進行　山形　裕久　氏（貝塚市民文化会館、館長、劇場総監督）

講師：照明　小助川　俊幸　氏（やまびこ座照明担当）

講師：音響　山形　等　氏（日本音響家協会会員・日本劇場技術者連盟会員）

劇場総監督の山形裕久氏の指導を受けながら、本日の研修会の人形浄瑠璃の上演演目である「この地球(ほし)に生まれて」の仕込みの講習を行いました。

講習では、業務経験 1、2 年の研修参加者を中心に、舞台の平面図を参考に舞台オブジェ等の移動の方法やバミリテープの付け方など、実際に作業を行いながら舞台の仕込みの基本を教わりました。

音響では、大夫と三味線の演奏を聴きながら、生音で感じる重厚な音色と、舞台奥に設置した FB スピーカの効果などを体感しました。

また、今回の人形浄瑠璃の上演に際しては、舞台のセット、撤収を研修参加者と一緒に行ないました。

②人形浄瑠璃の上演

1．鷺娘「さっぽろ人形浄瑠璃芝居あしり座」

白無垢の娘（白鷺の精）が華やかな振袖の美しい町娘に転じる場面転換の妙は素晴しく、あしり座の人形遣いの方が恋心をうまく表現しています。

2．この地球（ほし）に生まれて「人形座木偶舎」

木偶舎主宰の文楽人形遣い勘録氏が地球と生命の誕生を見事に表現、人形浄瑠璃の可能性を追求した新しいジャンルの作品です。

3．エディットピアフ物語「人形座木偶舎＋講談師旭堂南陽」

シャンソンの音楽が流れる中、講談と勘録氏の人形浄瑠璃のコラボレーション。義太夫の代わりに旭堂南陽氏の講談の熱い語りが、味わいのある演出と

なっています。

③基調講演「世界に向けての文化発信」

講師：講談師　旭堂　南陽　氏

旭堂氏から講談師になるいきさつについて、ユーモアを交えて話がありました。

講師の旭堂氏は、司法試験合格を目指して海外留学をしていた頃、留学先の人達に日本のことをいろいろ聞かれても、日本人であるのに日本のことを何も知らない自分に気づき、日本の文化に興味を持つようになり、帰国後、新聞広告の講談師生徒募集の記事を見て講談師の道に入ったという異色の経歴の持ち主です。

講演では、講談について実際に語りながら、おもしろおかしく説明されていました。今回講談を初めて聴く受講生もおりました。扇で釈台をたたいて独特のリズミカルな語調子を聴くと、聴き手側がどんどん話の中に入っていってしまう、それが講談の魅力であると感じたところです。

また、旭道氏は日本の文化を世界に向けて発信するために、ブラジルやアメリカ等各国の言語での講談に挑戦する他、今回上演いただいた講談と人形浄瑠璃とシャンソンのコラボ等新たな領域を広げて活躍されています。

今回の講演を聴いて、改めて日本の伝統芸能の素晴しさを再認識したところです。

④トークセッション

～人形浄瑠璃を体験して

進行：山形　裕久　氏（貝塚市民文化会館、館長、劇場総監督）

勘録　氏（文楽人形遣い　人形座「木偶舎主宰」）

山形　　等　氏（日本音響家協会会員・日本劇場技術者連盟会員）

木全　寿幸　氏(実行委員会アドバイザー)

人形浄瑠璃に関する舞台の仕込みから上演を通じて、講師を交えた意見交換が行われました。

・人形浄瑠璃を含めた古典芸能は、照明や演出、作品演目等、新しいものを取り入れながら姿を変えてきている。
・全国でプロとして人形浄瑠璃の活動をしている団体は3つだけである。
・上演を生で見て、テレビ見ているのとは全然違う臨場感がある。
・人形浄瑠璃は、子供たちにストーリーを教えなければわからないのではないか？例えばナレーションを付けるなど工夫が必要ではないか？
・勘録氏は、人形浄瑠璃入門講座というワークショップを開催している。全体で70～80分（内上演は30分）
・人形浄瑠璃の人形の顔が体のバランスからみて小さいのはどうしてか？顔が小さいということは美しいこと。
・昔の人形遣いは顔を隠していたが、明治以降から顔を出すようになった。今はほとんどが顔を出して演じている。
・砂川では人形劇の育成事業を行っている。

事業を終えて

参加者数　26 名　　参加施設数　15 施設

事業の評価・今後の課題

プログラム 1 の「人形浄瑠璃の舞台・照明・音響の仕込み」については、研修生が講師のアドバイスを受けながら舞台の仕込み（安全面も含めて）の基本を学べたことが大変有意義でした。また、仕込み講習は、仕込み図を見ながら最初から仕込み作業ができると良いとの意見もありました。

プログラム 2 の「人形浄瑠璃の上映」については、劇場での人形浄瑠璃の上演を初めて見た研修生が大部分であり、3 人の人形遣いが細かい手足の動きを絶妙に表現しており、非常に好評でした。今回の演目は、従来の古典的な人形浄瑠璃の枠を超えた作品であり、どうしても敷居が高く見られがちな伝統芸能が身近に感じられました。

プログラム 3「基調講演『世界へ向けての文化発信』」では、全国で 80 人という希少な存在の講談師である旭堂氏のリズミカルでテンポの良い話芸に感銘を受けました。各国の言語で講談をする取り組みや音楽や人形浄瑠璃とのコラボなど、新しい試みに積極的にチャレンジする姿に感心させられました。

プログラム 4「トークセッション『人形浄瑠璃を体験して』」では、パネラーが参加者ということで、普段なかなか聞くことのできない研修生全員の意見や感想を聞くことができ、非常に良い機会を提供できました。また、先進的な人形浄瑠璃の上演を鑑賞することができ、身近な演目としての新たな可能性が広がってきています。

この研修で人形浄瑠璃の魅力を体験したことにより、日本の伝統芸能の素晴らしさを再認識したところであります。

今後、北海道の公文協の各施設が連携をして事業を展開する等、地域に広く伝統芸能を広げていく取り組みが必要であると思います。

平成 26 年度文化庁委託事業

東北ブロック 技術職員研修会記録

東北ブロック技術職員研修会開催要項

❶ 事　業　名	平成 26 年度東北ブロック技術研修会
❷ 趣　　旨	劇場・音楽堂等の技術初任者及び管理運営担当者を対象として、舞台技術や管理運営に関する専門的な研修を行うことで、地域の文化芸術の振興と劇場・音楽等の活性化に資する。
❸ 主　　催	文　化　庁・公益社団法人全国公立文化施設協会
❹ 開 催 期 間	平成 26 年 11 月 17 日(月)～11 月 18 日(火)〔2 日間〕
❺ 会　　場	11 月 17 日会場　秋田県民会館 所在地　〒010-0875　秋田県秋田市千秋明徳町 2 番 52 号 電　話　018-834-5055 11 月 18 日会場　秋田県総合生活文化会館「アトリオン」 所在地　〒010-0001　秋田県秋田市中通 2 丁目 3 番 8 号 電　話　018-836-7803
❻ 受　講　者	劇場・音楽堂等の技術担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化行政主管課等の技術担当職員・その他民間関係者等

研修計画・日程

日　時		内　容	講　師
1 月 29 日（木）	12：45～13：00	受　付	
	13：00～13：10	開講式	
	13：10～14：20	最新の舞台機構等について	三精テクノロジーズ㈱
		休　憩	
	14：30～17：00	舞台技術の基礎について 基本的な舞台技術実践と吹奏楽演奏の台組設営 和洋女子高等学校吹奏楽部によるミニコンサート	㈱スタッフ
	18：00～20：00	情報交換会	
1 月 30 日（金）	9：30～10：00	受　付	
	10：00～12：00	ワイヤレス　700 MHz 帯移行に伴う最新情報について	ヒビノ㈱
	12：00～12：10	閉講式	

研修会記録

はじめに

前年度に引き続き秋田県で開催した本研修では、経験年数が3年未満の職員を主な対象として、舞台の仕込みから本番まで一連の流れを再確認する機会を提供するため、実技を実施した。また、講演のテーマとして1日目は最新の舞台機構等について、2日目はワイヤレスマイク　700 MHz　帯移行について、それぞれ取り上げた。

なお、本研修においては1日目と2日目で会場を移動しており、1日目は秋田県民会館（多目的ホール）で、2日目は秋田県総合生活文化会館・アトリオン（音楽専用ホール）で実施している。このことで、ホールの違いを参加者に感じてもらう機会を提供できた。

研修内容

1日目　平成26年11月17日(月)

講演Ⅰ　最新の舞台機構等について

講師：古賀　鉄也　氏　三精テクノロジーズ(株)

舞台機構について、三精テクノロジーズを中心に、イギリスやドイツ等海外のメーカーも含めて製品やその装置の特徴、また、施設の新設時や改修時に導入されるシステムや金具等の部材について紹介がなされた。加えて、日本の舞台機構は、それぞれの施設毎にシステムを組んでおり、かつ照明等と異なり統一された基準が設定されていないこと、海外メーカーは自社のシステムを提供するためバージョンアップが可能であること等、国内と国外を比較したグローバルな視点からの舞台機構の説明がなされた。

最新式の舞台機構は、手動バトン積載量表示機やタッチパネルの採用等により安全かつ少人数で操作ができる一方、サーバー経由型や無線式はアナログ方式とは異なり、レスポンスの遅れ等の不安が残り、一長一短である。よって、施設の新設や改修の際には、設置者と管理者、利用者が協議しながら導入に向けた検討を行うことが望ましい。いかに優れた製品・機構であっても、利用の実際と乖離していると維持費が嵩む一方、稼働率が伸び悩む一因となってしまうため、管理者が設置者に提案できるよう、理解を深めることが重要であると思われる。

実技Ⅰ　舞台技術の基礎について

講師：戸松　秀樹　氏　(株)スタッフ
　　児玉　　真　氏　(株)スタッフ
　　西根　邦彦　氏　(株)スタッフ

実技は参加者を舞台・照明・音響の3部門に分け実施。参加者自身が機材に触れながら、バトンの重量バランスを考慮した照明の吊りこみや灯体の落下防止対策、ひな壇の組み方と脚の置き方、マイクの種類と主に使用する舞台の内容等各施設で共通している内容を中心に、会館を使用するツアースタッフの舞台仕込みから見た近年の傾向まで、幅広い内容が取り扱われた。

実技の最後では、参加者が仕込みを行った舞台上で、近隣高校の吹奏楽部が演奏を披露し、仕込みから本番まで舞台の一連の流れを体験することができた。

２日目　平成２６年１１月１８日(火)

講演Ⅱ　「ワイヤレス　700 MHz 帯移行に伴う最新情報について」

講師：石原　昌也　氏　ヒビノ(株)

スマートフォンの普及に伴い、政府の方策として現在進められている A 帯ワイヤレスマイクの周波数帯移行についての講演と、対応する機材を使用した実演が行われた。

前半の講演では、現在の移行状況と今後の展望について触れられ、研修会開催時点で全体の 28% が移行済みであり、特にコンサートツアー等に関わる業者関係で移行が進んでいる一方、ホールなどの固定設備では移行が遅れているということ、平成 27 年度から急速に移行が進むという展望が示された。また、アナログワイヤレスマイクとデジタルワイヤレスマイクの違いについても説明がなされ、アナログとデジタルでは出力の差によって使用できる本数が異なること、デジタルは暗号化が可能なため傍受されにくいがレイテンシーが生じる場合があり、アナログは受信機があれば誰でも傍受が可能だがレイテンシーは生じにくいということ等が話された。

移行先の周波数帯は地上デジタル放送と共用であり、地域によって使用できる周波数帯が異なるため、機材を移動する際には地域毎に専用のソフトウェアを使用してチャンネルのプランニングを行い、空間中の周波数と競合しないように設定する必要があるとされ、後半ではこの点について実際にデジタルチューナーのプランニングの実演が行われ、ホール内電波の使用状況や、チャンネル設定後の電波状況等をモニターに映しながら解説がなされた。

事業を終えて

参加者数　62 名　　参加施設数　32 施設

事業の評価・今後の課題

講演Ⅰについては、国内のみならず諸外国のメーカーの製品についても比較・解説が行われたため、グローバルな視点から舞台機構について改めて考える機会となった。また、今後の施設新設や改修の際、管理者として意見を提言するための知識の重要性についても考えさせられた。講演Ⅱについては、施設でのＡ帯機材使用有無を問わず、今後の可能性や乗り込み業者との関係から、施設管理者として知っておく必要がある知識だと確認した。

実技では、講師の指導の下、普段舞台業務に携わる機会の少ない職員でも作業を行うことができた。舞台に関する知識は打合せ時などに求められるため、より理解を深めていくことが重要と思う。

本研修会は技術職員を対象としているため専門的になりがちであるが、幅広く舞台知識を学ぶ機会としてプログラムを提供することが求められるだろう。

平成 26 年度文化庁委託事業

関東甲信越静ブロック 技術職員研修会記録

関東甲信越静ブロック技術職員研修会開催要項

❶ 事業名	平成 26 年度関東甲信越静ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会
❷ 趣旨	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成 24 年法律第 49 号。以下、「劇場法」という。)の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等において、実演芸術に関する活動や、劇場・音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われるため、また劇場・音楽堂等の活性化のために基盤整備を行うことを目的として実施する。
❸ 主催	文　化　庁・公益社団法人 全国公立文化施設協会
❹ 開催期間	平成 26 年 12 月 4 日(木)～12 月 5 日(金)〔2 日間〕
❺ 会場	コラニー文化ホール（山梨県立県民文化ホール） 所在地　〒400-0033　甲府市寿町 26-1 電　話　055-228-9131
❻ 日程及び内容	下記のとおり
❼ 受講者	劇場・音楽堂等の舞台技術担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化行政主管課等の担当職員・その他民間関係者等

研修計画・日程

日時		内容	講師
12月4日(木)	13:00	受付	
	13:30	開講式	
	13:40	施設・設備の運用 1 ［録音技術総論］ 講義 1「ホール録音概論」	日本コロムビア㈱ A&C 本部 スタジオ技術部 マネージャー／チーフレコーディングエンジニア 塩澤　利安 氏
	14:50	講義 2「録音基礎概論」	
	16:05	講義 3「録音技術研修」 質疑応答	
12月5日(金)	8:45	受付	
	9:15	施設・設備の運用 2 ［ホール職員が知っておきたい LED 照明］ 講義 4「LED 照明の基本的な知識」	㈱共立 舞台制作事業本部　営業 2 部 長谷中　生也 氏
	10:10	講義 5「機器を使ったデモンストレーション」 (協力企業) ・東芝ライテック㈱／ 東芝エルティーエンジニアリング㈱ ・パナソニック㈱エコソリューションズ社 ・㈱松村電機製作所 ・丸茂電機㈱	
	11:30	講義 6「パネルディスカッション」 『今後のホールの LED 化を考える』 質疑応答	
	12:30	閉講式	

研修会記録

はじめに

研修内容については、ホールの技術職員からヒアリングを行い、テーマ策定を行った。

公共施設では、特にアマチュア団体の発表会の際、録音を依頼されることが多いことから、録音技術の基礎知識習得のため研修テーマに選んだ。

また、近年、省エネの需要や施設の老朽化による照明設備の改修が多くの施設で課題となっている現状に加え、昨今のLED機器のめざましい進歩の状況を考え、最新のLED照明器具の知識習得のため、LED照明の現状を知ることができる研修計画を行った。

技術部会では、これらのテーマは現状のホールにおいて大変注目度が高いと判断し、今回の研修会では、2つのテーマに絞り時間を十分に取った上で、内容を掘り下げた研修会が好ましいという意見が出た。そのため、今回の研修会では1日ひとつのテーマに絞り、内容の充実に努めるよう計画した。

研修内容

＜1日目＞施設・設備の運用1「録音技術総論」

講師：日本コロムビア株式会社　A&C本部
スタジオ技術部　マネージャー／チーフレコーディングエンジニア
塩澤　利安　氏

講義1「ホール録音概論」

講義1では、様々なジャンルの楽曲を手がけてきている講師から、ホール録音の必要性や録音する際の施設に対する要望、またホールで録音を行う際の施設側の必要条件等を解説していただいた。

・ホールで録音する理由

残響がクラシック音楽に適している
楽器と響きが一体となる
演奏家が慣れている演奏環境である　等

・貸ホールの必要設備
空調のON/OFFが必要
モニタールームの確保
演奏内容によって施設の大きさを選択する　等

・録音に適したホールの特徴
施設予約のしやすさ、空き情報の取得しやすさ
制作予算に見合った利用料金、アクセスの良さ
残響の良さ、ピアノ持込が可能　等

・技術者からの要望
モニタールームの音響状態や広さ、ステージからの距離が大事
空調のON/OFFは必須
外部からのノイズ対策　等

講義2「録音基礎概論」

講義2では、録音の基本的な知識、手法について解説していただいた。

・初歩的な録音基礎知識

・様々な録音手法
クラシック録音において最も重要となるメインマ

イクロフォンのセッティングについて
AB 方式・XY 方式・ORTF 方式・NOS 方式・バイノーラル・ステレオマイクロフォン
・5 つの録音方式の違いによる録音を解説していただきながら試聴した。

講義３「録音技術研修」

講義 3 では、講義 2 で解説していただいた手法の中から 2 つの手法（AB 方式・NOS 方式）を使い、実演で合唱曲やピアノ曲を録音し、録音した音源を試聴して解説していただいた。

実演では、反響板を設置し、ステージ上で演奏者が演奏、講師は別室に録音室を設けた。講義中は、受講者もステージ上を見学したり、録音室で講師の作業を見学したり、講師に直接質問をしていた。

また、当日できなかったその他の演奏形式に関しては、講師のこれまでの実績を元に図面を提示しながら説明していただいた。

・実演解説　無伴奏合唱録音／ピアノ伴奏合唱録音／ピアノ演奏録音
・資料配布　その他演奏形式（オーケストラ、吹奏楽、弦楽四重奏、混声合唱等）

ピアニスト：依田和枝（山梨県在住）
合唱：甲府市文化協会で活動する合唱団からなる特別編成合唱団

質疑応答

講義途中で個々に質問に答えたため、質疑応答は特になかった。

＜2 日目＞施設・設備の運用 2「ホール職員が知っておきたい LED 照明」

講師：株式会社 共立 舞台制作事業本部 営業 2 部
長谷中　生也　氏

講義４「LED 照明の基本的な知識」

講義 4 では、LED の基本的な仕組み、LED 照明の特徴などについて解説していただいた。

・LED の基本知識
原理、歴史、種類と構造、白色 LED の発光方式、発光効率
演色性、寿命、分光分布（機器で実測して解説）
・調光方式
信号線方式（PWM 制御、波高値制御）、位相制御方式
・LED の今後
ハイパワー化・色のばらつき改善・調光制御・色温度の変化対応等が課題

講義５「機器を使ったデモンストレーション」

講義 5 では、講師によるナビゲートで国内メーカー 4 社の LED 商品の解説、デモンストレーションを行った。

（協力国内メーカー名、使用機材）

・東芝ライテック㈱／東芝エルティーエンジニアリング㈱
平凸スポットライト／フレネルスポットライト／ホリゾントライト／
シアター用ダウンライト
・パナソニック㈱　エコソリューションズ社
1000 w 相当平凸スポットライト／
1000 w 相当フレネルスポットライト／
ロアーホリゾントライト／ダウンライト
・㈱松村電機製作所
平凸スポットライト／フレネルスポットライト／フラッドライト／
ピンスポットライト／ロアーホリゾントライト
・丸茂電機㈱

平凸スポットライト／フレネルスポットライト／ロアーホリゾントライト

講義６「パネルディスカッション『今後のホールのLED化を考える』」

講義6では、パネルディスカッション形式で、今後のホールのLED化について討論した。

コーディネーター：長谷中　生也氏
パネリスト：東芝ライテック㈱／東芝エルティーエンジニアリング㈱　尾崎美雪氏
パナソニック㈱　エコソリューションズ社　役野善道氏
㈱松村電機製作所　大澤茂樹氏
丸茂電機㈱　千早宏之氏

討論内容

・ホールのLED化の現状・・・客電やボーダーライト、ホリゾントライト等が先行して進んでいる。
・ハロゲン機材とLED機材の違い・・・ハロゲン機材とLED機材は全く異なるものであることを認識してほしい。
・今後、ハロゲン電球はなくなるのか・・・4社においては、ボーダーライト等で使用しているなす型電球は、既に製造を行っていない。ハロゲン電球については、現在は製造している。今後、徐々に減っていくのではないか。
・LED機材の寿命について・・・LED自体の寿命より、内部基盤、特にコンデンサーの寿命が問題となる。
・今後の調光器及び調光卓はどのように変化していくのか・・・LED機材は多チャンネル化が必要である
・ホールのLED化を考えている参加者に助言等

質疑応答

質問1：今後、徐々にLED化が進んでいくと会場によって仕込み内容が変わってしまうことが考えられる。ツアーカンパニーの皆様は、どのように対応していくのか？

⇒　(長谷中氏)照明スタッフによって捉え方に差がある。個人的には、2つの照明プランを用意する等現状に対応せざる得ないと認識している。

質問2：今後、器具の規格統一がされないのか？

⇒　現在は、国際的にも国内でも規格統一の方針は出ていない。

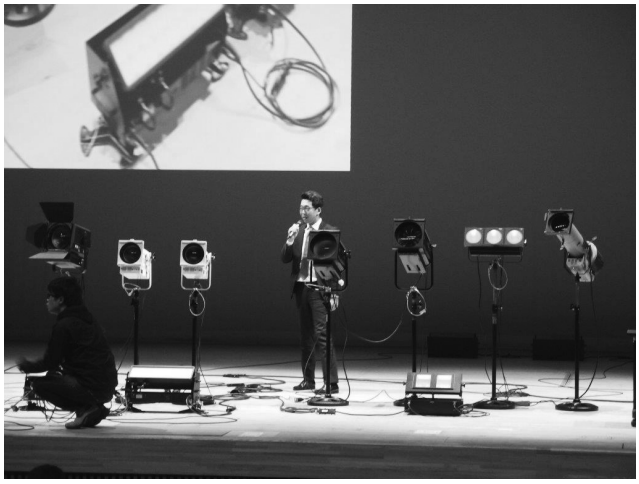

事業を終えて

参加者数　94 名　　参加施設数　56 施設

今回の研修では、1 日 1 テーマに絞り、実演も交えて深く掘り下げた研修会とした。そのため、基本知識から実技に至るまで研修が行われ、非常にわかりやすかった。アンケートの結果を見てもたいへん評価が高い研修会となった。

事前の申込参加者数もここ 3 年間で最も多く集まったことも、実演形式の研修会が望まれていることを示していると感じている。

また、これまでのアンケート結果では、管理部門やマネージメント部門のテーマは必要ない等の声もあったことから、今回のように技術者向けのテーマに限定して実施したことは、多くの参加者を呼び、評価が高くなったものと感じている。

ただし、このようにテーマを絞った密度の濃い研修では、講師にかかる負担は高く、研修内容の詳細決定においても事前の確認や実施のための備品類の準備等制作側の負担も高くなってしまう面がある。そのため、このような負担のかかる研修を承諾する講師を確保することが課題ではないかと感じる。

平成 26 年度文化庁委託事業

東海北陸ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会記録

東海北陸ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会開催要項

❶ 事業名	平成 26 年度文化庁委託事業　東海北陸ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会
❷ 趣旨	劇場・音楽堂等の職員を対象として、舞台技術に関する専門的な研修を行うことにより地域の文化芸術の振興と公立文化施設の活性化に資する。
❸ 主催	文　化　庁・公益社団法人全国公立文化施設協会
❹ 開催期間	平成 27 年 1 月 29 日(木)～1 月 30 日(金)〔2 日間〕
❺ 会場	福井県立音楽堂 「ハーモニーホールふくい」 所在地　〒918-8152　福井県福井市今市町 40-1-1 電　話　0776-38-8280(代)
❻ 日程及び内容	別紙のとおり
❼ 受講対象者	劇場・音楽堂等の舞台・照明・音響担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化行政主管課等の担当職員・その他民間関係者等
❽ 申込書提出先	(公社)全国公立文化施設協会東海北陸支部事務局 愛知県芸術劇場 電　話：052-971-5648

研修計画・日程

日　時		内　容	講　師
1 月 29 日（木）	12：45～13：15	受付	
	13：15～13：30	開講式	
	13：30～15：00（90 分）	[技術研修会Ⅰ]　講　演 「劇場の管理とその安全対策」	講師：山本　広志氏 (富山県高岡文化ホール館長)
	15：00～15：15	休憩（ミニコンサート）	
	15：15～16：45（90 分）	[技術研修会Ⅱ] ワークショップ 「舞台進行の作業ワークショップ」	講師：山本　広志氏 (富山県高岡文化ホール館長)
	17：00～17：50	施設見学会	
	18：00～19：20	情報交換会	
1 月 30 日（金）	9：30～10：00	受付	
	10：00～15：45（昼食休憩含む）	[技術研修会Ⅲ] ワークショップ 「クラシックコンサート照明の基礎講座」	講師：渡部　良一氏 (オーバードホール照明担当)
	15：45～16：00	閉講式	

研修会記録

はじめに

今回の研修は、基礎的な舞台・照明技術及び災害等に対する安全管理を題材に、技術職員のみならず日頃から施設管理運営全般に携わる劇場・音楽堂等の職員を対象として企画したものである。

2日間ある研修会のうち、1日目は富山県高岡文化ホール館長である山本広志氏を講師に招き、「劇場の管理とその安全対策（技術研修会Ⅰ）」として、東日本大震災被災館から学ぶ劇場のリスクマネジメントについての講義と、舞台用具の基本的な使い方や技術を学ぶ「舞台進行の作業ワークショップ（技術研修会Ⅱ）」を行った。

研修2日目（技術研修会Ⅲ）は、オーバードホール照明担当の渡部良一氏を招き、初心者向けの「クラシックコンサート照明の基礎講座」を行い、照明機材の特性から明かりの当て方、本番明かりの作り方まで、実際の流れに沿った形でワークショップが進められた。

研修内容

〈1 日目〉

研修会Ⅰ

講　演：「劇場の管理とその安全対策」

講　師：山本　広志　氏

（富山県高岡文化ホール）

配布資料：劇場の管理と安全対策

福井県立音楽堂消防避難誘導訓練

福井県立音楽堂消防訓練配置図

講義内容

東日本大震災からの教訓に学ぶ

東日本大震災発生時の劇場の様子を記録した映像が講演冒頭に上映された。上映後は東日本大震災で被害を受けた劇場をいくつか例に挙げ、劇場の被害状況や震災発生後の避難者への対応、復旧までの対処方法などが紹介された。公的施設の管理者として、被災館から得る教訓・課題に目を向け、具体的な取り組みを行う必要性を説いた。

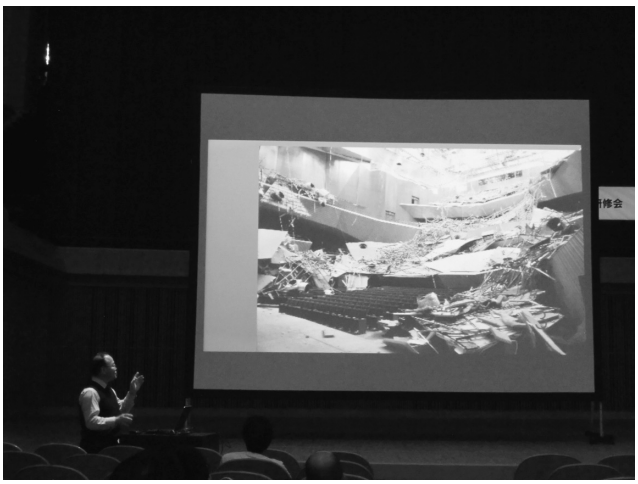

福井県立音楽堂の「避難訓練」の実践

福井県立音楽堂が実際に行っている消防避難誘導訓練を、受講者をホールスタッフ役、観客役の2グループに分け、入れ替わり訓練体験をした。訓練後には受講者から、「客席から避難した後どこに集合するのかがわからず戸惑った。」「避難導線の各ポイントにスタッフを配置して案内していくとわかりやすい。」等、様々な意見が挙がった、今回の避難誘導訓練で感じた点を各施設に持ち帰り、訓練内容を見直すきっかけとしてほしい、とのことであった。

研修会Ⅱ

講　演：「舞台進行の作業ワークショップ」

講　師：山本　広志　氏

配布資料：舞台進行の作業ワークショップ

講義内容

各6～7名のグループを作り、舞台上で実際に舞台道具に触れながら講義を行った。

１．台組

台組に使用する道具の名前や尺貫法などの説明後、様々な高さ・大きさの台を組み立てた。台が揺れた時に倒れにくい箱馬の置き方等、安全に配慮した台組をすることが大切であるとの教えがあった。

２．毛氈の掛け方・畳み方

邦楽の演奏台や落語の高座等にかける毛氈を、ガムテープなどを使用せずにきれいに固定する方法を実践した。この手法は毛氈だけでなく、机などにかける白布などいろいろな場面で活用できる。畳み方については、使用時に広げやすい畳み方、毛氈のサイズ記入面が表にくる畳み方等、参加者からの意見もあがった。

３．ロープの結び方

吊バトンなどに用いることの多い「鉄管結び」「もやい結び」について実践した。講師が参加者に個別にアドバイスをしたり、参加者の中でも互いに教え合う等して、最終的にほぼ全員が「鉄管結び」をマスターすることが出来た。

４．スタンドマイクの立て方・ケーブルの巻き方

ブームスタンドの組み立て方・ケーブルの這わせ方等、安全に仕込みを行うポイントを解説。また、最後にはマイクケーブルの八の字巻きに全員が挑戦した。

〈2 日目〉

研修会Ⅲ

講　演：ワークショップ
　　「クラシックコンサート照明の基礎講座」
講　師：渡部　良一　氏
　　（オーバードホール）
配布資料：クラシックコンサート照明の基礎講座

講義内容

１．クラシック音楽の基礎知識及びクラシック照明について

資料を基に、オーケストラの歴史から楽器配置・編成、オーケストラの専門用語等の解説があった。

また、福井県立音楽堂でクラシックコンサート時に使用する照明を一つずつ点灯し、照明の当て方についての説明があった。観客から見た演奏者の顔だけでなく、演奏者が譜面や指揮者が良く見えるよう、かつ眩しくなりすぎないよう、照明を当てる角度等で工夫をしているとのことであった。

２．舞台照明設備・機材について

調光卓や負荷設備など、照明で使用する機材についての概要を映像で解説後、参加者も舞台に上がり、照明機材による明かりの違い（凸レンズスポットライト・フレネルレンズスポットライト・カッタースポットライト（ソースフォー）、効果機器として雲等を表現するエフェクトマシン（VS）を使用）や注意事項等､実際に照明機材を点灯させ説明を行った。

３．サスペンションライトのシュート体験

ここからは参加者を 6、7 名ずつの 4 グループに分けた。サスペンションライト（舞台上に　ある吊込式照明機材＝サス）を手の届く高さまで降ろし、舞台上に設置した演台に当てるスポットを想定し、明かりの大きさ・角度等の調整を行った。規定の高さまでサスをとばした後は、グループ毎に介錯棒で照明機材を突き、微調整を行った。

また、ピアノのスポットについて、鍵盤の真上に吊ったものと半間（約 90 cm）演奏者側にずらした位置で吊ったもので鍵盤（黒鍵）の影の出方を比較した。参加者は対象物に光を当てるだけではなく、演奏の邪魔にならないような明かり作りが必要であることを学ぶことができた。

４．きっかけ表・照明データの作成・発表

グループ毎に、ピアノコンサートを想定した開場～開演～終演までの照明のデータを作成した。データを作成し調光卓に入力後、各グループで照明操作係・舞台監督係（キュー出し）・演奏者役を決め、作成した照明の発表を行った。演奏者が暗転の中で板付きし、演奏と同時に照明をカットインするデータを作成したグループ、舞台上に花台を置き花が飾ってある想定で花用スポットを作成したグループ、演奏前に MC を入れるグループ、等様々なパターンがあり、グループ毎に個性あるシーン作りが見られた。

事業を終えて

参加者数　22 施設　49 名

初日の研修会は、リスクマネジメントの考え方から、基礎技術と劇場スタッフが持つべき基本的な知識を改めて確認する良い機会であった。

研修会Ⅰは、映像で東日本大震災で被災した劇場の様子を見て、緊急発生時に何をしなければならないかを様々なシチュエーションで考えておくことや、実際に避難訓練を実施するなど日頃のリスクマネジメントの重要性を痛感させられるものであった。

研修会Ⅱでは、舞台上でのワークショップであった。参加者は舞台の基本ともいえる台組やロープの結び方などを実践で学び、舞台は安全が第一という考えのもと、基礎的な舞台作業を体験した。

2 日目の照明ワークショップについては、福井県立音楽堂コンサートホールの特性を活かし、クラシックに特化した内容を実践を交えながらの講義であった。仕込図の見方や照明機材の名称・特性、照明の当て方や本番明りのデータ作成等、実際の作業工程に沿って説明があり、参加者は、照明の基礎を十分に学ぶことができたと思う。

近畿ブロック 技術職員研修会記録（アートマネジメント研修会自主文化事業研修会と合同開催）

近畿ブロック技術職員研修会開催要項

❶ 事業名	平成 26 年度近畿ブロック自主文化事業・技術合同研修会
❷ 趣旨	「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が成立しました前文には、『劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である・・・』と謳われております。今回、アートマネジメント［自主文化事業］では、技術との共同主催により創造・育成事業の思考と実施の研修を行うことにより、地域の文化芸術の振興と劇場・音楽堂等の活性化に資する。
❸ 主催	文　化　庁・公益社団法人全国公立文化施設協会
❹ 開催期間	平成 27 年 1 月 21 日(水)～1 月 22 日(木)〔2 日間〕
❺ 会場	和歌山県民県文化会館 所在地　〒640-8269　和歌山市小松原通り一丁目 1 番地 電　話　073-436-1331
❻ 受講者	劇場・音楽堂等の自主文化事業ならびに技術担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化行政主管課等の会館担当職員・その他民間関係者等
❼ 連絡・問い合わせ先	貝塚市民文化会館（コスモスシアター） TEL　072-436-5031

研修計画・日程

日時		内容	講師
1 月 21 日（水）	13：00～	受付	
	13：30～	開校式	
	13：45～15：45	会館自主文化事業の本番に向けての携わり方とポイント	ナビゲーター：山形裕久（貝塚市民文化会館劇場総監督） 講師：小川幹雄（日本舞台監督協会理事長）、押谷征仁（日本音響家協会西日本支部事務局次長）、辻彰（株式会社ハートス顧問）、南里沙（クロマチックハーモニカ奏者）
	15：45～16：00	休憩	
	16：00～18：00	リハーサルの進め方とポイント	ナビゲーター：山形裕久（貝塚市民文化会館劇場総監督） 講師：小川幹雄（日本舞台監督協会理事長）、押谷征仁（日本音響家協会西日本支部事務局次長）、辻彰（株式会社ハートス顧問） 演奏者　南里沙、Be in Voices
		休憩	
	18：15～19：15	情報交換会	
1 月 22 日（木）	09：30～	受付	
	10：00～11：00	実演講習	ナビゲーター：山形裕久（貝塚市民文化会館劇場総監督） 講師：小川幹雄（日本舞台監督協会理事長）、押谷征仁（日本音響家協会西日本支部事務局次長）、辻彰（株式会社ハートス顧問） 演奏者　南里沙、Be in Voices
	11：00～11：10	休憩	
	11：10～12：10	実演講習を終えて。	ナビゲーター：山形裕久（貝塚市民文化会館劇場総監督） パネラー：小川幹雄（日本舞台監督協会理事長）、押谷征仁（日本音響家協会西日本支部事務局次長）、辻彰（株式会社ハートス顧問） 南里沙、Be in Voices
	12：10～12：25	閉校式	

研修会記録

はじめに

「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が成立し、前文には、「劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である・・・」と謳われております。この前文より、今回近畿ブロックアートマネジメント［自主文化事業］と技術職員合同にて自主事業を実施していく上で、職員の人材育成及び事業と会館の携わり方について、参加館の皆様に現在の館の状況や過去の事例などを伺いながら、鼎談にて意見の交換を行い、本番までに実施される舞台のポイントなどアーティストを交えてリハーサル・本番を実践講習として行うことに致しました。

公立会館に求められるものは何か、公立会館が行うべきことは何か、アーティスト共に築き上げる事業、事業に携わる職員のあり方、そして今、全国公立文化施設協会でも実施されている人材育成養成の下で劇場・会館を基盤にした文化芸術の振興と活性化に資する目的を持ち、開催致しました。

研修内容

プログラム①　鼎談「会館自主文化事業の本番に向けての携わり方とポイント」

ナビゲーター：山形裕久
（貝塚市民文化会館館長/劇場総監督）

講師：小川　幹雄
（新国立劇場国際連携協力室室長/日本舞台監督協会理事長）
押谷　征仁
（公益財団法人びわ湖ホール総務部舞台技術課チーフ/日本音響家協会西日本支部事務局次長）
辻　　彰（株式会社ハートス顧問）
南　　里沙
（クロマチックハーモニカ奏者）

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に書かれている「劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保する」や「地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図る」の実現のために、どのような形でプロデュースしたり、公演を選別するかを多方面から見てみる。

■乗り込み側の立場と受ける側（会館側）の立場より。

・過去、乗り込み側として経験したこと→昔は、搬入口の開く時間で、このホールは使い勝手の良いホールか、悪いホールかを図っていた。
・搬入の小屋入りはどうされていますか。→各会館に質問

（例/着替えなどで楽屋入りは少し早めで、仕事掛かりは定時より仕事に掛かれるようにしている。または、楽屋入りそのものが定時からである。5～10 分位前には楽屋入りを許可している等）

〈意見〉

・乗り込み側としては、ほとんど協力的な館が多いと思われるのだが、逆に会館側として考えた場合、条例時間外に万が一事故などが起こった場合、どういう状況になるのか。
・良い意味で使う側、貸す側の統一化をある部分した方が良いのではないか。
・劇場によっては、貸し館料金にスタッフ人件費が含まれているところもある。その場合、時間外を行えばコストも掛かるので、その点も考えながら運用していく必要がある。

■事業を行う上では、事故があった場合の保険として掛け捨て保険等を使っている。

→保険を使用した時の事例発表。

■公演を形作っていく時に必要な過程では、出演する側と制作する側の両方の目を持って携わることが大事ではないか。

→買い公演を行うにあたり、公演を精査する目を養うことにもなる。また、保険の掛け方も勉強になる。

■事前の打ち合わせはいつしているのか。

→(回答例)ほとんどの会館が1ヶ月前に実施。ただし、お客様の都合により2週間位前になる時もある。増員手配等は、申請書段階で概ね判断し仮手配を行うため増員の対応は可能。

■消防署への危険物の取扱申請はどの様にしているのか。

→(回答例)ほとんどの館は主催者に行ってもらっているが、貸館で館が申請しているところもある。

■劇場のハード（搬入出口）的条件と苦労

→(回答例)搬入口の無い会館で、会館の前が道路なら一般のエレベーターで会場に搬入している。〈今まであまり大きな事業を実施していないので苦労はないが、事業申請の段階で実施の不可を判断する。〉

→(回答例)海外からの引越し公演を実施した際にコンテナ車での搬入があり、搬入口外にプラットホームを制作したため予算が掛かった。

→(回答例)コンテナ車等の大きな搬入がある場合、警備員を雇うためコストが掛かる。

※緞帳について

→緞帳は非常時に降ろし煙の流れを防いだりする。よって、緞帳ラインには物は置いてはいけない（非常緞）として使用することも説明。

■トラブルと保険対応事例

→(回答例)会館では写真撮影を許可していないが、貸館で主催者が許可をしておらず、お客様より警察に通報が入りトラブルになったことがある。

→(回答例)貸館で音響卓を運んでいたとき、音響卓を客席に落として椅子を壊されたことがあった。∴主催者のイベント保険で対応。

→(回答例)反響板の吊りマイクに分銅が着いていることに気づかず、分銅にぶつかった。∴労災にて対応。

→(回答例)ツアーの際に、会館の不注意により緞帳が破れたことがあった。

→(回答例)夜の作業になった際、トラックを誘導する声がうるさい。

★買取公演のブッキングのトラブル

・最初2回公演の約束であったが、1回公演になった。∴チケットを販売していたので、中止になった公演のお客様への対応に非常に苦労した。

※アクシデントやトラブルは、少し気をつけていれば起こらないものが大半である。

★アクシデント例

・コンピュータートラブルによる照明の操作が不可能となった。
・リレーの劣化で緞帳が上がらなくなった。
・落雷により、停電になった。
・（アクシデント対応として）音響卓も照明卓も昔のアナログと最新のデジタル共に設置している。
・楽屋の給湯室で知らない間に料理をされて、匂いが取れなかった。

■買取公演は見てから買っていますか。

→(回答例)必ず見て買っている。コスト面の工夫としては、近隣に来る時に時期を合わせてもらっている。

→(回答例)出来る限り、見に行くようにしているが、制作元との信頼関係により決めている。

→(回答例)事業を決める担当者が元イベント会社出身のため、制作元との信頼関係により見ていないのが現状。

→(回答例)東京等で集客がある良い物を持ってきて、関西で見られるパイプとして実施している。

■2館・3館で買取公演実施したことはありますか。

・助成の承認を受けた事業は実施しています。

プログラム②　「リハーサルの進め方とポイント」

ナビゲーター：山形　裕久

講師：小川　幹雄

　　押谷　征仁

　　辻　　彰

演奏者講師：南　　里沙

　　Be in Voices（アカペラグループ）

■仕込図（舞台平面図）に従い、照明・音響が仕込図を上げていきます。そして、その資料を基に仕込んでいきます。

舞台：舞台として仮設した二重舞台について説明。尺貫法の説明、高所作業の注意、落下事故の注意等を交えて説明。

照明：曲のタイトルや曲順を見ていかに変化を付けていくかが難しく、起承転結を作っていくことを考えるのが課題。照明の仕込みに不可欠なこと、照明の役割を説明。明かりには決まったことがあるのではなく、人それぞれ異なるものである。

音響：舞台技術は、何を行うにもプランが必要なので、何事も簡単にできるものではないことを理解して頂きたい。

・スピーカーの指向角と調整・役割、音響の役割と重要性を説明。

・ワイヤレスマイクと有線マイクの特徴と、マイクの性能の説明。

→以上の説明の下、リハーサルを実施。

客席で聴こえる音と、舞台音の違い。その上での音づくり、照明づくりを行っていくのかを、楽器（クロマチックハーモニカ）とヴォーカル（アカペラ）を用いて体験して頂く。

プログラム③　「実演講習」

ナビゲーター：山形　裕久

講師：小川　幹雄

押谷　征仁

辻　　彰

演奏者講師：南　　里沙

Be in Voices

プログラム②で実施したリハーサルを元に、本番の組み立てられ方を学ぶ。

ショーとしていかに完成させているかを見ていただく。

プログラム④　鼎談「実演講習を終えて」

ナビゲーター：山形　裕久

講師：小川　幹雄

押谷　征仁

辻　　彰

南　　里沙

Be in Voices

・研修会を通じて、各技術の作業や出演者とのコミュニケーションや舞台づくり等普段何気なく行っていること、また、出来ないことが体験でき、今後素晴らしい舞台づくりに更に努力していきたい思いを感じていただけたと思う。

・普段デスクワークを行っている方々にとっては、技術者もアーティストであり、出演者と価値観が一緒になった時に素晴らしい舞台が出来ることを実感していただけたと思う。

事業を終えて

参加者数　　34 名

参加施設数　公立会館 19 施設（開催館含む）

この度のプログラムについては、大半の方々に「満足」「どちらかといえば満足」とのお答えをいただけました。

参加者からは、「もっと深く議論が出来るように時間をとったプログラムにして欲しい」「舞台づくりの体験講座が良かった」との意見をいただけたのと共に、「参加者が少ない」「開催地が遠いので 2 日間の参加が難しい」等の意見をいただきました。

今回は、鼎談形式を取ったことにより、参加者と共に意見を交わし合うプログラムになったことで、全員で考える研修会となり、「このような研修会を増やしてほしい」との意見も多数いただけたのは良い成果であったと考えます。

平成 26 年度文化庁委託事業

中四国ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会記録

中四国ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会開催要項

❶ 事業名	平成 26 年度中四国ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会
❷ 趣旨	中四国地区の劇場・音楽堂等の職員（主に経験年数 3 年以内の若手職員）などを対象に、舞台技術の専門的な研修を行うことにより、地域の文化芸術の振興と劇場・音楽堂等の活性化に資する。
❸ 主催	文化庁、公益社団法人全国公立文化施設協会
❹ 開催期間	平成 27 年 1 月 15 日(木)～1 月 16 日(金)〔2 日間〕
❺ 会場	香川県県民ホール（アルファあなぶきホール） 所在地　〒760-0030　香川県高松市玉藻町 9 番 10 号 電　話　(087)823-3131
❻ 受講者	劇場・音楽堂等の舞台技術担当職員（指定管理者及び、劇場・音楽堂等の管理・運営業務を受託している企業等からの派遣社員も含む。経験年数が 3 年を超える職員についても受講可能） 地方自治体の文化芸術行政担当職員等、劇場・音楽堂施設関係者 民間の舞台技術関係者、大学等の高等教育機関・舞台技術やアートマネジメントの教育関係者・学生等、これに関心のある市民等
❼ 受講者の決定	各所属長から推薦を受けた方は、全員受講できます。

研修計画・日程

日時		科目	内容	講師
1 月 15 日（木）	13：30		受付	
	14：00		開講式	
	14：15～15：45	講演①	【劇場の安全管理運営について】 「役割と責任・義務」	(公社)日本照明家協会 安全委員会副委員長 片野　豊氏
	15：45～16：00		休憩　ホワイエにて機材展示、内覧	
	16：00～17：00	講演②	「作品作りの想い～照明家としての生き方を交えて～」	(公社)日本照明家協会 副会長　御原　祥子氏
	17：00～17：30		休憩　ホワイエにて機材展示、内覧	
	17：30～19：30		情報交換会	
1 月 16 日（金）	9：00		受付	
	9：30～10：30	講演③	「プロジェクションマッピングの過去、現在、未来」	(株)タケナカ制作部 VISUALOGIC クリエイティブディレクター 福本　和睦氏
	10：30～10：40		休憩　ホワイエにて機材展示、内覧	
	10：40～11：45		公益社団法人日本照明家協会協力 照明機材プレゼンテーション	
	11：45～11：55		閉講式	

研修会記録

はじめに

平成 26 年度中四国ブロック劇場・音楽堂等技術職員研修会を 1 月 15 日から同月 16 日にかけて香川県にて開催いたしました。

近年、劇場・音楽堂等での照明、音響機材の複雑化により技術向上が著しく求められており、より一層劇場の安全管理が必要になったと考えられています。研修会初日、片野豊氏による「劇場の安全管理運営について」の講義を、また最近、女性スタッフの現場での活躍も見受けられるようになっていることから、女性ならではの観点での作品作りの想いを御原祥子氏による「照明家としての生き方を交えて」の講義を企画しました。翌日は、今話題のプロジェクションマッピングを実践して活躍中の株式会社タケナカ福本和睦氏による、実際制作された映像上映を交えて、映像表現の空間演出等の講義をいただきました。

以上のプログラムにより、技術職員の技術向上と、安全管理を認識することにより、安全で働きやすい職場環境の向上、また、最新技術に触れることによる意識の向上を目的としました。

研修内容

《講義①》【劇場の安全管理運営について】「役割と責任・義務」

講師：片野　豊氏（公益社団法人日本照明家協会安全委員会副委員長）

＜講演内容＞

◆職場における安全安心

・人命尊重、人権尊重、仲間の人権の尊重…怪我をしない、させないためには、安全技術の習得や安全配慮義務を遂行する。
・危険予知と危険防止対策の工夫が重要である。
・企業は、法令順守は元より、企業倫理・道徳・義務等様々なルールに従うよう求められている。加えて、企業は社会にどのように貢献しているか等が「安全・安心」に繋がっている
・「安全の目的」は、安全技術を習得し、自分自身を守ること、気付いたら声を掛け仲間を守る安全配慮義務、またルールを守ることである。
・安全衛生管理組織体制の在り方として、それぞれの役割をしっかり担い、組織内の連携が取れていれば事故は少なくなるはずである。

◆災害事故と安全配慮義務について

・労働災害と就業事故の違いを明確に分けて認識し、報告する必要がある。
・労働災害とは、労働義務に起因して発生し、労働者の負傷、疾病、死亡に繋がったもの。就業事故とは人身に及ばなかったもの。
・労働災害を防ぐには、責任者が責任を取れる指導ができているか､事故の 94% はヒューマンエラー※で、これをゼロにすることはできない。事故を未然に防ぐ工夫をしているかどうかが大切である。

※ヒューマンエラー…本人に知識、能力、意欲が

あっても、人間で在るが故にしてしまうミスのこと。
・事故を誘発するヒューマンエラーは、疲労、うっかり、勘違い、忘れているなどの原因によるものと考えられる。
・安全配慮義務は、雇用者（企業）が労働者に負う雇用契約上の義務である
　すなわち、雇用者が労働者を雇い入れる際には、その労働者の生命と健康を保持するために、注意義務を尽くしながら就労させる義務がある。
◆事故事例グラフより
・作業区分の中で最も「仕込み中」の事故が多い。理由として、混在作業、打合せが不十分、準備不足、時間がない、人員配置の不具合等が大きく考えられる。
・仕込みでの事故が多発していることを認識し、現場で協力体制を作り、共有することが重要である。
◆照明落下防止
・スポットライトのワイヤーを、より安全に装着する方法を統一する（実演にて解説）。
◆質疑応答
　①老朽化が進んだ施設の設備メンテナンスを円滑に行うためにはどうしたらよいか。
　→メンテナンスが必要だということを、書面で責任者に伝えること。
　②外部の業者さんと仕込みをする上での注意点は何か。
　→危険な作業の有無を確認、危険であることを示す、連携をとること。

《講演②》「作品作りの想い～照明家としての生き方を交えて～」

講師：御原　祥子氏（公益社団法人日本照明家協会　副会長）

◆1966 年（昭和 41 年）より舞台照明の仕事に携わり、今年で 49 年。
・当時は男性の多い職場の中で、就職した若尾総合舞台研究所は代々女性のオペレーターが多く、違和感なく仕事ができた。十数年センターピンの仕事をしてきた中で、数多くの照明デザイナーの仕事を見ることができ、デザイナーが何を考え、必要としているのか、考えることが役立っている。
・演出家が何を求めているか考察し提案ができるように引き出しを増やしていくことが重要である。
◆愛知県知立市文化会館にて開催された「伊勢物語在原業平かきつばた姫」の舞台
・人形劇、ダンス、演劇という三作品の DVD 映像を見ながら舞台の創り方の解説。
◆ベルギーのモネ劇場の DVD 映像を見ながらの解説
・バロック時代の舞台照明。何もない時代でも宙吊りなど動く吊り物等があった。
　子ども達にオペラ等芸術的な文化に触れさせ親しむ機会が多い。
　これから劇場法もでき、地方でも変化がみられるかもしれない、「地方だからできない」ではなく、探してみると色々なことができる可能性がある。
◆質疑応答
　①公演の際、簡単な照明、PA 作業を会館で操作するが、他館ではどうなのか。
　→照明等に携わっている会館は少ないのではないか。劇場法ができることにより、これから増えていくように思われる。演出家が何を求めているのかを把握することが大切であり、「物を創る気持ちがあればできるはず」だと思う。
　②「空間」の使い方
　→色に頼るのではなく、球の変化
・照明は見せることだけではなく、見せないことも仕事

・ゲージで明るさを調整､色に頼るのではなく､ゲージの変化、音の変化、ダンスの変化を考慮しながら球の変化を配慮していく
・「闇を創ることで舞台は変化する」

《講義③》｢プロジェクションマッピングの過去、現在、未来」

講師：福本　和睦氏（株式会社タケナカ制作部 VISUALOGIC クリエイティブディレクター）

◆プロジェクションマッピングとは　1960 年代から舞台のセット、オペラの風景などで使われており、その頃から原型はあった。プロジェクターで上映した物を形に合わせること。

プロジェクションマッピング＝平面的概念

3 D プロジェクションマッピング＝立体的概念

実際に制作した CM 映像を上映しながらの解説。

◆プロジェクションマッピングの強み、弱み

強み：イベントの内容のボリュームアップができ、集客が見込まれる。

迫力、存在感があるため、メディアを通じて情報を拡散させやすい。

弱み：徐々に飽きられている｡コストがかかる（イベントの規模、場所等違いがあるため、具体的な金額提示が難しい）

・プロジェクションマッピングの上映は屋外が多く、天候、プロジェクターの設置場所、また観客がどの位置から見るかなどリスクの予想、説明が必要である。

◆プロジェクションマッピングを作成する流れ

・LED を使用したマッピング映像を上映しながら解説
・リフレクションマッピング　反射を利用した映像の解説

展示会等での依頼が多く、小さい物でクオリティを上げていくというのは、日本ならではの思考かもしれない。また、プロジェクターの性能も上がり、今まで以上に多種多様な表現ができるようになった。これからプロジェクションマッピングを作成するにあたり、話題性を持たせる上でストーリー性があるものが必須である。

表現の先には「人が立つ」。観た人がどういった感動を覚えるか、創っていく上で「感創力」感動を創造する力が必要である。今後も飽きられない作品創りが重要である。

《展示企業社の商品説明》

・(株)伊東洋行
・ウシオライティング(株)
・江東電気(株)
・東芝エルティーエンジニアリング(株)
・パナソニック(株)　エコソリューションズ社
・(株)ファーストエンジニアリング
・マーチン　プロフェッショナル　ジャパン(株)
・(株)松村電機製作所

以上 8 社によるムービングライト、スポットライト等新商品のプレゼンテーション

事業を終えて

参加数　57 名（33 施設、財団職員 2 名）

事業の評価、今後の課題

舞台を創る上で、観客に喜んでもらうためには華美な装飾、演出が求められていると思うが、むしろ公演を無事に終えることが最も重要です。そのためには、安全管理運営を再認識し　自分自身を守り、また仲間を守ることも大切です。現場ではヒューマンエラーをなくすことは難しいが、声掛け、また仲間、外部業者と連携体制を取ることで未然に防ぐことができます。

実際に照明をデザインしていく（作品を創りだす）上で、照明は「闇」を空間の一つとして、重要な役割りを果たしています。「もの」創りは、チームワークと「ものを創る気持ち」が大事です。

プロジェクションマッピングの認識が変わったという方が多く、講師の実際作成した映像を見て、創り方の「こだわり」等生の声が聞けたことが参考になったように思います。今後の活用として、技術の向上と機材等予算のコストダウンへの期待、舞台効果の上でも多様な可能性があり注目していきたい、との声が多く聞かれました。

今後の課題として、研修会内容をホール設備見学、業務内容に関連し実践に生かせるプログラム等今回のご意見を参考にしつつ、考えていきたいと思います。

平成 26 年度文化庁委託事業

九州ブロック 技術職員研修会記録

九州ブロック技術職員研修会開催要項

❶ 事　業　名	平成 26 年度九州ブロック技術職員研修会
❷ 趣　　旨	劇場・音楽堂等の職員を対象として、舞台技術に関する専門的な研修を行うことにより地域の文化芸術の振興と劇場・音楽堂等の活性化に資することを目的とする。
❸ 主　　催	文　化　庁・公益社団法人全国公立文化施設協会
❹ 開 催 期 間	平成 27 年 1 月 14 日(水)～1 月 15 日(木)〔2 日間〕
❺ 会　　場	石橋文化センター　石橋文化ホール 所在地　〒839-0862　福岡県久留米市野中町 1015 電　話　0942-33-2271
❻ 受　講　者	劇場・音楽堂等の経験年数の比較的浅い舞台業務担当職員（指定管理者又は舞台業務受託者に属する者を含む）・文化芸術行政担当職員及び、民間舞台技術関係者、大学等の高等教育関係機関のアートマネジメント・舞台技術の教育関係者・学生等、及びこれに関心のある市民等
❼ 連絡・問い合わせ先	大分県立総合文化センター TEL　097-533-4003

研修計画・日程

日　時		内　容	
1 月 14 日（水）	12：30～13：00	受　付	
	13：00～13：15	開　講　式	
	13：15～15：15	プログラム1	ピアノの構造、調律 【講義・実演】「ピアノと音楽」 進行　垂水健治氏（北九州芸術劇場シアターコーディネーター） 講師　本田新六氏（コンサートテクニシャン） 江崎昌子氏（コンサートピアニスト）
	15：15～15：30	休　憩	
	15：30～17：30	プログラム2	ピアノの運用、管理 【講義・実演】「よりよい管理者であるために」 進行　垂水健治氏（北九州芸術劇場シアターコーディネーター） 講師　本田新六氏（コンサートテクニシャン） 江崎昌子氏（コンサートピアニスト）
	18：00～20：00	情報交換会	
1 月 15 日（木）	9：15～9：45	受　付	
	9：45～11：45	プログラム3	共通課題へのアプローチ 【講義】「劇場・音楽堂の改修を考える」 講師　草加叔也氏（有限会社空間創造研究所代表取締役）
	11：45～12：00	休　憩	
	12：00～12：45	プログラム4	フィードバック 【まとめ】「受講の感想や今後の研修への要望など」
	12：45～13：00	閉　講　式	

研修会記録

はじめに

本研修会の企画にあたっては、文化施設の管理・運営を行なっていく上で、多くの施設が直面する課題をテーマとし、技術者から事務職員まで多様な参加者が興味を持ちやすく、それぞれの施設に戻った時にフィードバックできる内容を設定することとした。

初日は、普段何気なく使っているピアノにフォーカスを当て、改めてその歴史をひもときながら、演奏者、調律師の視点からどのような管理を望むか実演等も交え進行することとした。

2日目は、多くの施設が開館して数十年経過していること、また昨年度の受講者アンケート等で要望が多かった施設改修についての講演を設定し、現状と対策について情報提供することとした。

なお、本研修会の実施にあたっては、技術部会長館の大分県立総合文化センターと開催館の石橋文化センターの2館に加えて、技術部副会長館である北九州芸術劇場にも、研修内容の検討から講師選定、当日の研修運営に至るまで多大なご協力をいただいたことを、お礼を兼ねて冒頭に報告しておく。

研修内容

●プログラム１　ピアノの構造、調律

【講義・実演】「ピアノと音楽」

進行　垂水　健治　氏（北九州芸術劇場シアターコーディネーター）

講師　本田　新六　氏(コンサートテクニシャン)

江崎　昌子　氏（コンサートピアニスト）

技術職員研修会の参加者は施設管理者が多いが、どの施設にも必ず設置されているのがピアノである。フルコンサートピアノは非常に高価で、その施設の顔となる楽器であるが、ピアノについての知識が不足し、適切な管理・運用が出来ていないのではないか。コンサートピアニスト、コンサートテクニシャンによる経験談、実演などを交えながら、プログラム2へ続く導入としてのプログラムとなった。

・耳を使う芸術は音楽だけ。その中でも「完成された総合的な楽器」と言われるピアノは楽器の中心にあり、今後もその役割を担っていく。

・ピアノの隆盛は産業とリンクしながら変遷し、ルネサンス期はイタリア、産業革命でイギリス、現在はアメリカが中心となっている。それぞれのピアノで音質が違い、特徴を持っている。

・コンサートピアニストとはお客様を満足させる演奏を行なう人であり、コンサートテクニシャンはピアニストが望む音を創るステージマネジメントの役割を担っている。

・ピアノの音の9割は調律で決まる。それぞれのホールに特徴があり、それを考慮した上でいかにお客様を満足させる音を作るかをいつも考えている。

・他の楽器と違い、ピアノは自分の物を持ってホールで使うことができない唯一の楽器である。それぞれのホールにあるピアノを使うので、各施設の管理方法が問われる。

※以上の説明を行なった上、コンサートピアニストの江崎昌子さんが、異なる調律を施した2台のスタインウェイピアノで弾き比べを行った。

●プログラム２　ピアノの運用、管理

【講義・実演】「よりよい管理者であるために」

進行　垂水　健治　氏

講師　本田　新六　氏

　　江崎　昌子　氏

プログラム１から継続したプログラムで、より具体的なピアノの管理方法等について、写真等を使いながら分かりやすく解説していただいた。

・ピアノの状態一つでそのホールの評価が決まる。その自覚を持って管理する必要がある。
・ピアノを保管する際、最も気にかけるべきは湿度。湿気をピアノが感じると滑らかさがなくなる。湿度が 50% を超えない環境で管理するのが理想。
・日本ではピッチの基準を 442 MHz とするホールがほとんどだが、国際基準は 440 MHz である。弦の張りを強くすると音は高くなり緊張感が出るが、それが好まれ日本で定着したと思われる。
・ピッチ変更を行なう際、2 MHz（例：442→440）変更する場合は 2 度打ちといって、2 回の調律を行なう。この場合に調律料として割増料金を加算するのはおかしなことではない。
・料金ルールは各施設独自のもので良いが、どのような考えに基づき料金設定しているという根拠を利用者に説明できなければいけない。
・新品のフルコンサートピアノは出荷時点でプロが使える状態になっているので、引き込みをしないと使用できないということはない。最初の 5 年間程度で弦の伸びが止まり、調律も安定してくる。
・ピアノの運搬に際して、トラックで移動するような場合は影響が出るが、運搬台車を利用して施設内を移動する程度であれば大きな問題はない。
・今のピアノは鏡面仕上げのものが多く、照明が当たってハレーションを起こすことがある。オーケストラでピアノを使用する時は、照明が屋根に反射し、オーケストラ側から指揮者が見えなくなるケースもあるので､照明位置の調整等も必要である。
・オイル製のスモークを使うとピアノに粘着性物質が付くため調整が難しくなるため、同時使用を禁止しているホールもある。利用者には最高の状態のピアノを使ってもらいたいと思う反面、要望にも可能な限り答えてあげたいというジレンマもある。それぞれのホールでよく考えてルールを決める必要がある。
・各施設においては調律師を指定しているケースが多い。乗り込みの調律師は履歴書などの提出により調律に入ることがあるが、ある施設ではその際に注意書きが渡された。そこにはその施設のピアノに対する考え方、理念がきちんと書かれていて素晴らしいと感じた。ピアノの状態を保つための一案として皆さんも参考にしてほしい。
・1980 年代、90 年代に購入したピアノはオーバーホールの時期を迎えている。3～4 百万円かかるが、ピアノ本来のポテンシャルを保つためには必要。数千万円のピアノが台無しにならないよう、管理者と自治体でしっかり情報共有し、修繕計画を作ることが必要。
・弦は 5 万回たたくと断線が起こりやすくなる。よく使う部分の弦は調律師が持ち歩いているが、低

音部などは持ち歩いていない。場合によっては演奏会が出来なくなるケースも考えられるので、スペアを準備していくことをお勧めする。

・地域との連携、音楽レベルの底上げの観点から、音楽教室の先生や学校の先生にコンサートピアニストがレクチャーするような企画を各ホールでやってほしい。指導者のレベルが上がらないと子どものレベルは上がらない。

・（コンサートピアニストの江崎昌子さんが舞台の前・奥を使い2台のスタインウェイピアノで弾き比べを行う）各ホールの形状、素材、ピアノ等により、音の響きに特性がでる。研修会後にぜひ、それぞれのホールで音の聞き比べをしてほしい。

●プログラム３　共通課題へのアプローチ

【講演】「劇場・音楽堂の改修を考える」

講　師　草加　叔也　氏（有限会社空間創造研究所代表取締役）

1990年代に開館のピークを迎えた公立文化施設は数十年を経過し、施設・設備改修の必要性が問われている。昨年度実施した技術研修会での意見も踏まえ、最も出席者が望んでいる老朽化対策や修繕計画について、参考資料や実例を交え情報提供を行なった。

・現在約2,200館ある、劇場・音楽堂の会館施設数の推移と背景にある経済状況等を考察すると、今後施設を維持していくための環境は非常に厳しい。

・ライフサイクルコストの観点から、建設費だけではなく、運用費、修繕費などを含めて議論することが重要である。

・施設・設備の劣化により改修が必要となるが、劣化は経年劣化・機能劣化・性能劣化に分類される。それぞれで改修履歴を整理しながら、中長期の改修計画を策定し必要経費を計画的に準備する必要がある。

・改修にあたっては、長期にわたり施設の利用を停止させる可能性がある。利用者である市民・県民、所有者であり財源を拠出する行政、管理を行なう管理者の3者が合意の上で実施しなければならない。一般的には、改修を実行する3～4年前には計画作成に着手する必要がある。

・東日本大震災による建築被害を踏まえ、建築基準の検証・見直しがなされている。特に天井脱落とエスカレーター落下は大きな問題であり、その対応・対策が課題となっている。

・（老朽化した施設を運営するためのポイント、改修・更新を実施する上で考慮すべきポイントを説明）改修・更新は、その施設を初期状態に戻すことではない。将来の活動や事業を見据えた投資と位置づけるべきである。

●プログラム４　フィードバック

・受講者全員に本研修を振り返っての感想や意見、次年度への要望等を一言ずつ発言していただいた。

事業を終えて

参加者数、参加施設数、参加者数 80 名

(内訳)公立文化施設関係　29 館　60 名
　　民間業者　　11 業者 20 名

事業の評価・今後の課題

技術職員研修会は年々施設管理を担当する事務員の参加が増加傾向にあるため、ピアノの運用・管理、大規模改修といった、多くの公立文化施設が直面し、施設全体として取組むべき問題を取り上げた。アンケート結果からも概ね満足をいただいていることが伺えるが、経験年数の長い技術者からは舞台技術に関する専門知識や技能の習得を目的としたカリキュラムを求められており、テーマをどこに絞って研修会を実施するのかは毎回悩まされるところである。また、今回は改修に関する講義を設けたこともあって、舞台設備関連業者の参加者が非常に多かった。施設管理者と保守業者が壇上で議論したり、これまでの経験談を発表するといった企画もおもしろいのではないかと思った。

昨年に続き、最後に「フィードバック」を行い、研修に対する受講者の声を聞いていったが、それぞれの施設がしっかりと問題意識を持っていると感じた。研修会を通じて広がっていく施設を超えての横の繋がりを大切にし、それぞれの職場で活かしていただければ幸いである。

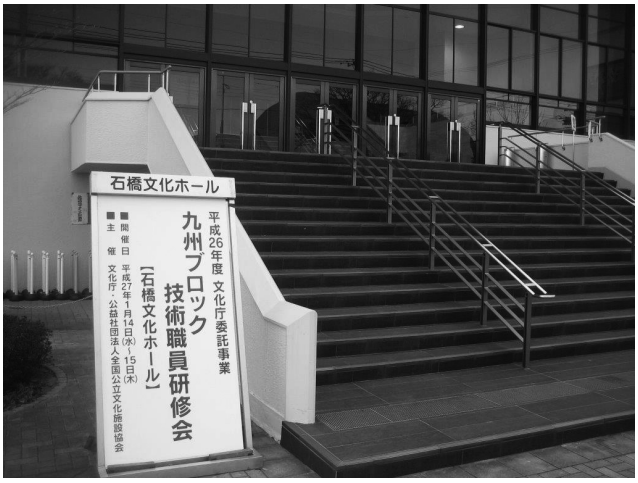

資料編（法規）

■文化芸術振興基本法

（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針（第七条）
第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条―第三十五条）
附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重され

なければならない。

2　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4　文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5　文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6　文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7　文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8　文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本方針

第七条　政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
4　文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条　国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

2　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援そ

の他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条　国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性

及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

（平成二十四年法律第四十九号）

目次

前文
第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　基本的施策（第十条―第十六条）
附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなを形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担三い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための

施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊四かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2　この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条　劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

一　実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

二　実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。

三　実演芸術に関する普及啓発を行うこと。

四　他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。

五　実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。

六　実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

七　前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八　前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条　劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条　実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的

な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条　国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条　地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条　劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達七成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条　国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条　国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一　独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二　地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実八演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2　前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条　国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条　地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加

し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必九要な施策を講ずるものとする。

（人材の養成及び確保等）

第十三条　国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の関心と理解の増進）

第十四条　国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

（学校教育との連携）

第十五条　国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針）

第十六条　文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2　文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3　文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認める一一ときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針

（平成25年文部科学省告示第60号）

目次

前文
第1 定義
第2 設置者又は運営者の取組に関する事項
1 運営方針の明確化に関する事項
2 質の高い事業の実施に関する事項
3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項
4 普及啓発の実施に関する事項
5 関係機関との連携・協力に関する事項
6 国際交流に関する事項
7 調査研究に関する事項
8 経営の安定化に関する事項
9 安全管理等に関する事項
10 指定管理者制度の運用に関する事項
第3 国、地方公共団体の取組等に関する事項
1 国の取組に関する事項
2 地方公共団体の取組に関する事項
3 その他の関係機関の協力に関する事項

本指針は、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、設置者又は運営者が、実演芸術団体等、国及び地方公共団体並びに教育機関等と連携・協力しつつその設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性を明らかにすることにより、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ろうとするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものである。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、また、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として、また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能や、国際化が進む中で国際文化交流の円滑化を図り国際社会の発展に寄与する「世界への窓」になる役割も期待されており、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。また、劇場、音楽堂等で創られ、

伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、新たに創り続けていくことが求められる。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

本指針は、こうした諸課題を克服し、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として、設置者又は運営者が取り組むべき事項を定めるものである。

なお、本指針は、劇場、音楽堂等をめぐり新たな課題等が生じた場合には、適時にこれを見直すこととする。

第1　定義

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2　設置者又は運営者の取組に関する事項

1　運営方針の明確化に関する事項

劇場、音楽堂等を設置する者（以下「設置者」という。）は、法前文に示された趣旨を踏まえつつ、劇場、音楽堂等の事業の実施を通じて、その設置する劇場、音楽堂等の設置目的を適切に実現することが求められる。このため、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営方針を長期的視点に立って明確に定め、同方針の内容に応じ、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者、劇場、音楽堂等の事業に参加する者その他の劇場、音楽堂等を利用する者（以下「利用者」という。）、実演芸術団体等その他の国民又は住民（以下「利用者等」という。）に同方針を周知し、新たな課題等が生じた場合には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努めるものとする。なお、地方公共団体が設置する劇場、音楽堂等については、各地方公共団体が定めた文化芸術振興のための条例・計画等に則しつつ、同方針を定める必要がある。

2　質の高い事業の実施に関する事項

（1）設置者又は劇場、音楽堂等を運営する者（以下「運営者」という。）は、法第3条に規定する劇場、音楽堂等の事業の全部又は一部について、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施する事業を適切に決定するよう努めるものとする。また、実施することを決定したそれぞれの事業については、創造性及び企画性の高い事業、特色のある事業、利用者等のニーズ等に対応した事業その他の質の高い事業として実施するよう努めるものとする。

劇場、音楽堂等の事業の企画及び実施に当たっては、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演を企画し、実施した実績が相当程度ある劇場、音楽堂等にあっては、創造性及び企画性がより高く、かつ、特色のある実演芸術の公演を実施し、その成果を広く国内外に発信すること。

イ　ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実

態や利用者等のニーズ等を勘案しつつ、創造性及び企画性を要する実演芸術の公演を試行するなどの姿勢が求められること。

ウ　実演芸術の公演を行う者の利用に供する事業の実施に当たっては、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえるとともに、利用者等のニーズ等を十分に勘案すること。

エ　年齢や障害の有無等にかかわらず、より多くの利用者が実演芸術の公演を鑑賞できるよう、字幕を表示した公演を実施するなどの様々な工夫や配慮等を行うこと。

（２）設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の事業について、適切な評価基準を設定し、毎年の利用状況等の短期的な視点のみならず実演芸術の水準の向上や地域の活性化への貢献などの長期的な視点も踏まえた評価を適切に実施するよう努めるものとする。さらに、設置者は、劇場、音楽堂等の事業の評価結果と当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性を検証し、評価結果を事業内容の見直しに適切に反映させるよう努めるものとする。評価の実施に当たっては、設置者は、利用者等の視点に配慮するとともに、定量的指標のみでは測り得ない実演芸術の定性的側面に十分に留意する必要がある。

3　専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

（１）設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、指導者の派遣、研究会の開催等により、自らの専門的知見を広く他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に提供すること。

イ　ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等との継続的な連携・協力関係を構築することにより、専門的助言を得られる体制を確保すること。

ウ　その設置又は運営する劇場、音楽堂等と大学等との連携・協力に当たっては、実践的な知識及び技術の効果的な習得を重視すること。このため、劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等の専門的人材が劇場、音楽堂等の施設等も活用しつつ、大学等における授業を行うことなどの取組を行うこと。また、学生が劇場、音楽堂等において専門的な業務を体験する効果的なインターンシップの実施を検討するとともに、将来的には連携大学院制度等の活用等も検討すること。

（２）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方

針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に発揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的を実現し、運営方針を踏まえた劇場、音楽堂等の事業を実施するために必要な専門的人材が配置されている施設にあっては、より質の高い事業を継続的に実施する観点から、年齢構成に配慮しつつ、分野ごとに必要な専門的人材を適正に配置すること。また、劇場、音楽堂等の事業を管理運営する能力を有する専門的人材を配置するに当たっては、質の高い事業を実施するため、各事業間相互の連携が図られるよう配慮すること。

イ　ア以外の劇場、音楽堂等にあっては、必要な専門的人材が配置されている劇場、音楽堂等から必要に応じて専門的な助言・協力を得つつ、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材を配置する優先順位、配置方法等を検討するとともに、職制を整理し、専門的人材の効果的な配置及び充実を図ること。

（３）設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

4　普及啓発の実施に関する事項

（１）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等が実施する普及啓発のための事業について利用者等に周知し、関係事業を適切に実施するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　実演芸術の公演等の鑑賞機会の提供にとどまらず、利用者が参加する取組を行うこと。その際には、利用者の実演芸術に対する関心及び実演芸術に関する活動に取り組む意欲を引き出し高めるよう工夫すること。

イ　利用者等に対し、実演芸術に親しむ機会を広く提供するため、積極的に実演芸術の公演等の鑑賞機会を設けるとともに、教育機関、福祉施設、医療機関等の関係機関と連携・協力しつつ、年齢や障害の有無等にかかわらず利用者等の社会参加の機会を拡充する観点からの様々な取組を進めること。

（２）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等を活用し、特に児童生徒等に対して質の高い実演芸術に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　地方公共団体その他の学校の設置者、教育機関及び実演芸術団体等との間に意見交換等の場を設けるなどして、地域全体で児童生徒等を対象とした質の高い実演芸術に触れる機会を充実する取組を行うこと。

イ　実演芸術団体等と連携・協力し、学校を訪問して実演芸術の公演を行うなどの取組を行うこと。

5　関係機関との連携・協力に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針との整合性に留意しつつ、長期にわたり相互に利点を享受できる効果的な連携・協力関係を構築するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　連携・協力する内容を当事者間であらかじめ十分に協議し、必要に応じ、合意した事項を協定等の形で文書化し、定期的に連携・協力する内容の見直しを行うこと。

イ　近隣に所在する機関同士の連携・協力にとどまらず、所在する地域にかかわらず目指す方向性の一致する機関との間でも連携・協力を行うこと。この場合において、特定の事業の領域において高い実績を有する劇場、音楽堂等にあっては、当該事業の領域における専門的知見を他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等に積極的に提供するなど、広域的に支援を行う役割を果たすことが望まれること。

ウ　利用者に対しより質の高い実演芸術の公演を鑑賞する機会を提供する観点から、他の劇場、音楽堂等及び実演芸術団体等と連携・協力し、共同制作、巡回公演、技術提供その他の取組や情報交換を行うとともに、施設の効果的な活用等について検討すること。

エ　国立劇場及び新国立劇場にあっては、実演芸術に関する高度の専門的知見の提供など他の劇場、音楽堂等と積極的に連携・協力する方策について検討すること。他の劇場、音楽堂等にあっては、国立劇場及び新国立劇場が有する専門的知見の活用などの連携・協力について検討すること。

6　国際交流に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的、運営方針、実態等を勘案しつつ、実演芸術に関する国際交流を推進するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと。

イ　必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力し、人的交流や情報交換を行うほか、一定期間地域に滞在し創造活動を行う芸術家の受入れ等を行うこと。

ウ　必要に応じ、海外の劇場、音楽堂等又は実演芸術団体等と連携・協力して、海外公演の実施、国内への公演の招致、国際共同制作等を行うこと。

7　調査研究に関する事項

設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の充実を図るため、実演芸術の動向、事業の効果、利用者等のニーズや評価等に関する調査研究機能の強化に努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施等を通じて得た知見等を他の劇場、音楽堂等に積極的に提供したり、他の劇場、音楽堂等と共同して調査研究を行ったりするなど、他の機関との連携・協力を推進すること。

イ　必要に応じ、実演芸術に関する豊富な知見等を有する大学等、国立劇場、新国立劇場、実演芸術団体等その他の関係者との連携・協力を推進すること。

8　経営の安定化に関する事項

（１）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に当たって、国民又は住民の実演芸術に対する関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　利用者等のニーズや評価等に関する調査研究の成果を、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の事業の実施に適切に活用すること。

イ　その設置又は運営する劇場、音楽堂等の社会的意義及び事業内容について積極的に広報等を行うことにより、国民又は住民の実演芸術に関する理解の増進並びに当該劇場、音楽堂等及びその行う事業についての支持の拡大に努めること。

ウ　普及啓発のための事業を積極的に実施することにより、劇場、音楽堂等において実演芸術の公演又は発表を鑑賞する者の育成を図ること。

エ　観光、社会福祉等の分野の機関との連携・協力を図り、より多様で効果的な劇場、音楽堂等の活用を図ること。

（２）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の経営の安定化を図るため、当該劇場、音楽堂等の事業の質を維持することを前提に、多様な財源を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　公的助成事業若しくは民間助成事業による助成金又は政策金融機関若しくは民間金融機関による融資等を活用すること。

イ　法人及び個人からの寄附金の活用を図ること。

ウ　賛助会員の制度等の構築及び運用を図ること。

（３）設置者又は運営者は、利用者等から日常的に寄せられる要望等に対応するための体制を整えるとともに、要望等の内容を積極的に把握・分析し、適切な対応策を講じるよう努めるものとする。

9　安全管理等に関する事項

（１）設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等が安全かつ快適な施設として維持管理されるよう、施設・設備の定期的な保守点検等を適切に行うよう努めるものとする。

特に、経年劣化した施設・設備の改修等については、設置者において計画を立て着実に実施するとともに、設置者と運営者との間で、それぞれの責任を明確にし、適切な分担を図るよう努めるものとする。

（２）設置者又は運営者は、質の高い事業の実施と施設・設備の安全管理との両立を図る観点から、事業を安全に実施し得る環境を確保するための安全管理に係る規程を整備し、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の職員に徹底するとともに、施設・設備の安全管理を適切に行い得る体制の整備に努めるものとする。この場合において、設置者又は運営者は、実演芸術の公演等の企画制作や舞台関係の施設・設備の運用を行う団体、実演芸術団体等、劇場、音楽堂等の関係団体が連携・協力して作成する劇場、音楽堂等の安全管理に関する基準等を参考とすることも考えられる。

（３）設置者又は運営者は、避難、救助その他の災害応急対策及び災害復旧等の非常時における対応についてあらかじめ検討し、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　非常時においても劇場、音楽堂等の業務を適切に執行することができるよう、優先業務を選定するとともに、事業継続体制や他の劇場、音楽堂等との連携・協力体制等を整えること。

イ　災害時において一時的に被災者を受け入れることにも配慮すること。

10　指定管理者制度の運用に関する事項

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設である公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、それぞれの施設の設置目的を効果的に達成するため、設けられたものである。

指定管理者制度により劇場、音楽堂等の管理運営を行う場合には、設置者は、創造性及び企画性が劇場、音楽堂等の事業の質に直結するという施設の特性に基づき、事業内容の充実、専門的人材の養成・確保、事業の継続性等の重要性を踏まえつつ、同制度の趣旨を適切に生かし得る方策を検討するよう努めるものとする。この場合において、設置者は、その設置する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア　劇場、音楽堂等の機能を十分発揮するため、質の高い事業を実施することができる専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定すること。このため、指定管理者を公募により選定する場合には、適切な者を選定できるよう、選考基準や選考方法を十分に工夫すること。

イ　優れた実演芸術の公演等の制作、有能な専門的人材の養成・確保等には一定期間を要するという劇場、音楽堂等の特性を踏まえ、適切な指定管理期間を定めること。

ウ　指定管理者が実演芸術の公演を企画し、実施する場合には、これを円滑に実施できるようその実施方法等を協定等に適切に位置付けるなど配慮すること。

エ　指定管理者が劇場、音楽堂等の事業を円滑に行うことができるよう、指定管理者との間で十分な意思疎通を図ること。

第3　国、地方公共団体の取組等に関する事項

1　国の取組に関する事項

国は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ　国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずること。

(ア)独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

(イ)地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

オ　エのほか、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うための必要な知識又は技術等の提供に努めること。

カ　外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずること。

キ　国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、2エに基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずること。

ク　制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

ケ　劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

コ　法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。

サ　学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

2　地方公共団体の取組に関する事項

地方公共団体は、法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、法各条の規定に基づき、次の事項について適切な対応を行うものとする。

ア　自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めること。

イ　設置者又は運営者、実演芸術団体等その他の関係者及び国と相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

ウ　必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めること。

エ　地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずること。

オ　制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずること。

カ　劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずること。

キ　法に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めること。

ク　学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずること。

3　その他の関係機関の協力に関する事項

法前文の趣旨を踏まえるとともに、法第1条に規定された目的を達成するため、本指針に定める事項を設置者又は運営者、国及び地方公共団体が実施するに当たっては、実演芸術団体等、教育機関等は積極的に協力することが求められる。

平成 26 年度　劇場・音楽堂等基盤整備事業　報告書Ⅱ
全国劇場・音楽堂等、ブロック別劇場・音楽堂等技術職員研修会実施報告書

平成 27（2015）年 3 月　発行

編集・発行……公益社団法人 全国公立文化施設協会
〒104-0061 東京都中央区銀座 2-10-18 東京都中小企業会館 4 階
TEL : 03-5565-3030　FAX : 03-5565-3050
E-mail : bunka@zenkoubun.jp
URL : http : //www.zenkoubun.jp/
印刷・製本……株式会社 成光社